

○田中委員長

おはようございます。

ただいまから、総務委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり進めてまいります。

なお、本日中に終了しない場合は、15日月曜日に、引き続き未了分を行いますので御承知おきください。

それでは、政策企画局所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、政策企画局長の挨拶を受けます。

井手政策企画局長。

○井手政策企画局長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長はじめ、総務委員の皆様方におかれましては、日頃より政策企画局の業務の推進につきまして、御指導、御助言いただきありがとうございます。

さて、今定例会におきまして、国の新政権の政策、あるいは補正予算などにつきまして、質疑の機会をいただきました。補正予算につきましては、重点支援地方交付金、物価高騰対策など、これまで国に対しまして県から要望していたものに沿った措置がある一方で、中小企業対策になろうかと思えますけれども、現段階では、どうしても県としては、不十分かなという受け止めにせざるを得ないようなものもございます。今後、補正予算につきまして、詳細も明らかになってくると思えますので、しっかりと確認をし、また今後、令和8年当初予算も出てまいりますし、税制改正についても議論も進んでいくということでございますので、そういった状況をよく確認をし、県の施策展開に生かしてまいりたいというふうに思いますし、実現をしていないということにつきましては、引き続き、国に対する要望も重ねていくというふうに考えております。

今後、今年度2回、国に対しまして重点要望行っておりますので、そうした県からの重点要望に対しまして、国として、どういう予算措置であったかということは、改めてまとめまして、説明の機会をいただきたいと思えます。

本日は、報告事項といたしまして、令和7年度島根県政世論調査につきまして、御説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○田中委員長

次に、女性活躍推進統括監の挨拶を受けます。

周藤女性活躍推進統括監。

○周藤女性活躍推進統括監

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様には、日頃より女性活躍、男女共同参画の推進につきまして、御理解と御支援を賜りまして、お礼を申し上げます。

先月11月は、鳥取県と連携したワーク・ライフ・バランスキャンペーンとして、男性の家事・育児・介護を当たり前と捉える機運を醸成するため、特設サイトによる広報や、知事が掃除・洗濯のコツを学ぶ家事実践動画の公開、テレビCMなどを行いました。来週16日には、長年地域で、男女共同参画への理解を深める啓発活動に取り組んでいただいている男女共同参画サポーターの方々10名に、知事から感謝状を贈呈することといたしております。また、23日には、浜田市で、約50名の女性社員の方々に参加し、4名の

女性役員の方々から経験談等お話しいただき、その後、日頃の悩みや、今後のキャリア形成について話し合う交流会を開催することとしております。

今後こうした取組を通じまして、誰もが地域や職場などで希望するとおり活躍できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。委員の皆様には、引き続き、御支援賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、請願の審査を行います。文書表1ページに載せております、新規に受理いたしました請願第27号、島根県議会は2005年（平成17年）2月定例県議会で「2月22日を竹島の日」とする議員提案条例「竹島の日を定める条例」を賛成多数で可決されました。そして、2013年（平成25年）6月定例会では、「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願（以後、慰安婦決議と記します）」を採択されました。

この2つの決議が無関係のように見えますが、実態は、慰安婦決議が竹島の日を定める条例の正当性を著しく阻害するという、極めて理不尽かつ深刻な状況を招いています。なぜなら、米国をはじめとして、世界中に慰安婦像が建てられたきっかけは、島根県議会の竹島の日を定める条例であるという事実は、島根県庁竹島問題研究会の座長、下條正男拓殖大学教授が多くの論文で明確に指摘しておられ、また、時系列的に検証してもうなずけるものだからです。

その慰安婦問題について、島根県議会が事実無根の慰安婦強制連行説を是認することは、我が国における慰安婦と竹島、両問題の解決を決定的に不可能に導くものです。慰安婦問題には政府と同じ姿勢で臨まなければ、竹島・慰安婦の両問題の解決はあり得ません。

御議論の上で、平成25年6月26日に採択された、「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」及びこれを基にして作成され、政府に提出された意見書を無効とする決議を求めます、についてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

田原政策企画監。

○田原政策企画監（総務・政策）

今回新たに受理された請願は、平成25年6月26日付で採択されました日本軍慰安婦問題の誠実な対応を求める請願と、これを基にして作成され、政府に提出されました意見書の撤回、もしくは無効とされる決議を求めるものでございます。

この請願は、令和5年9月定例県議会以降に受理された請願と同趣旨のものであり、令和7年6月定例県議会では、平成5年のいわゆる河野談話からの主な流れを御説明いたしました。その後、慰安婦問題をめぐる状況に大きな変更はございません。つきましては、このたびは、平成25年の意見書の状況などについて御説明いたします。

平成25年6月議会における請願の採択と意見書の可決に関し、総務委員長報告では、この請願の趣旨は慰安婦への政府の関与、強制連行など、河野談話によらない表現があり、採択し、意見書を提出することは賛成だが、この意見書がこれらの表現を修正すべきとの意見があり、意見書は請願の趣旨を一部修正し、河野談話に沿った内容とし、日本政府が河野談話を踏まえ、その内容を誠実に実行すること。被害女性とされる方々が2次被害を被ることがないように努め、その名誉と尊厳を守るべく真摯な対応を行うこととされ、また、

令和5年9月議会では、慰安婦問題に係る政府見解を明確に示すこととの未来志向の日韓関係構築に関する意見書が可決されております。

国におきましては、外務省のホームページにて、慰安婦問題についての我が国の取組を公表しており、強制連行に関しては、これまで日本政府が発見した資料の中には、軍や官権による、いわゆる強制連行を直接示すような記述は見当たらない。性奴隷に関しては、事実と反するもので使用すべきではないと、日本政府の立場を世界に発信しているところでございます。めぐる状況につきましては、以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

それでは、私の見解を申し述べさせていただきますよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

私の見解を申し上げます。

御存じのとおり、一連の慰安婦をめぐる問題につきましては、令和5年9月定例会において、政府のほうで改めて見解を示していただくことが適当であるとし、国に新たな意見書を提出するなど、県議会としての考え方について一定の整理を行ったところであり、現時点において、この考え方を変更する状況にはないと考えます。

つきましては、本請願は採択しない、不採択とすべきものと考えますが、御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う者あり]

○田中委員長

それでは、御異議がございませんので、そのように決定をいたしました。

次に、文書表6ページに載せております継続審査となっている、請願第20号、選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める意見書の提出についての請願についてであります。

この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

山本女性活躍推進課長。

○山本女性活躍推進課長

継続審査となっております請願第20号をめぐる状況について、御説明いたします。

9月定例会以降の動きですが、10月に高市内閣総理大臣が平口法務大臣と黄川田男女共同参画担当大臣に旧姓使用の拡大に向けた検討と、課題の整理を指示されました。めぐる状況につきまして、私からの説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

それでは、私の見解を申し上げさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度は、賛否が分かれる状況において、現代社会の家族、夫婦の基本的な在り方を問う事項であり、国民等の意見をしっかり聞きながら、国において判断されるべきものであると考えます。現在、選択的夫婦別姓制度については、国会での議論が行われているところであり、引き続き状況を注視する必要があるため、本請願は継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がございませんので、継続審査と決定いたしました。

以上で、請願の審査を終了いたします。

次に、陳情の審査を行います。

文書表7ページに載せております継続審査となっている、陳情第115号、選択的夫婦別姓制度導入に反対し、現行の夫婦同姓制度を堅持する意見書提出を求める陳情についてであります。

この陳情をめぐる状況等につきましては、先ほどの請願第20号と同様でありますので、執行部から説明のあったとおりでございます。

また、先ほど、選択的夫婦別姓制度導入のための法改正を求める請願を継続審査と採択しておりますので、本陳情も継続審査としたいと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、継続審査と決定いたしました。

続きまして、文書表9ページに載せております継続審査となっている、陳情第157号、外国人土地取得規制法（仮称）の策定に関する意見書の提出を求める陳情についてであります。

この陳情をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いします。

今岡政策企画監。

○今岡政策企画監（企画調整・広域連携）

それでは、陳情第157号をめぐる前回の審査以降の状況について、御説明いたします。

去る10月20日の自由民主党と日本維新の会との連立政権合意書の中に、「令和8年通常国会で、外国人及び外国資本による土地取得規制を強化する法案を策定する」と明記されました。その翌日に発足した高市内閣に担当大臣が新たに設置され、先月4日に関係閣僚会議の初会合が開催されております。

この会議で高市首相から土地取得などのルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理について検討することなどが指示され、あわせて、来年1月を目途に、基本的な考え方や、取組の方向性を示すために検討を進めることが指示されております。

なお、前回の審査でも御説明しましたとおり、WTOの協定により、我が国の土地の取得について、原則として、国籍を理由とした差別的制限を課すことは認められないとされておまして、先月7日の衆議院予算委員会で、外国人及び外国法人による土地取得規制について問われた高市首相は、「現実的には難しいが、WTOの協定に触れない形で一定の歯止めはかける必要がある」という趣旨の答弁をされました。

このほか、今月1日には、立憲民主党所属の衆議院議員などから衆議院へ、土地・建物の所有者などの国籍を含む情報を政府が把握するための措置を講ずることなどを定める法律案が提出されております。説明は以上でございます。

○田中委員長

説明がありました。

御意見等はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、私の見解を申し上げます。

外国人による土地取得につきましては、陳情に記載があるように、安全保障、食料安全、水資源保護等への影響が懸念される一方で、外国人のみを規制することについて、人権上の懸念や、多文化共生への影響なども指摘されているところであります。

先ほど執行部から説明がありましたが、規制をする場合、国際的な調整が必要な事項であるということ。また、高市政権のほうからも、今後検討していくようにという指示がっておりますので、国の責任において、今後検討され、判断されるべきものと考えます。

現在、本件については、議論が進められておりますので、引き続き状況を注視する必要があるため、本陳情は、継続審査とすべきと考えますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、異議がございませんので、継続審査と決定をいたしました。

以上で、陳情の審査を終了いたします。

次に報告事項について、執行部から説明をお願いいたします。

太田広聴広報課県民対話室長。

○太田県民対話室長

令和7年度島根県政世論調査の結果について、御説明します。

資料1ページを御覧ください。

県政世論調査は、県民の意識を把握し、今後の県政の推進の基礎資料とすることを目的に実施しております。調査は、県内に居住する満18歳以上の方から2,000名を無作為に抽出し、郵送またはインターネットにより回答いただきました。

今年度から、予算要求や計画策定などの参考資料として活用しやすいよう、調査時期を1か月前倒し、7月に調査を実施いたしました。このたび、その結果が、取りまとまりましたので、御報告させていただきます。

回収数は1,306、回収率は65.3%となっております。回収率は、昨年度の56.1%から、9.2ポイント増加いたしました。また、ウェブ回答率も35.3%で、昨年度の31.0%から4.3ポイント増加いたしました。また、回答者の年齢構成については、円グラフのとおりとなっております。

調査報告書については、参考資料として、議会システムに登録しております。その中で、幾つかの分野から抜粋した設問について、この資料で御説明いたします。

2ページを御覧ください。最初に、(1)竹島についてです。「竹島をめぐる問題に関心がありますか」の問いに対し、「大に関心がある」と「多少関心がある」の合計、「関心がある」は62.8%で、昨年度から約5ポイント減少しております。

続きまして、3ページを御覧ください。(2)広聴広報活動についてです。「県が行うイメージ発信広報をご覧またはお聴きになったことがありますか」の問いに対し、「見たことがある・聴いたことがある」が40.6%となっており、昨年度から約5ポイント減少しております。

続きまして、同じく3ページ下の問い、イメージ発信広報を「見たことがある・聴いた

ことがある」と回答した方に、見たり聴いたりしたことがある広報媒体を複数回答いただいたものです。割合の高いものから順に、「Uターン・Iターンを呼びかける新聞広告」60.4%、「しまね暮らしのイメージテレビCM」48.7%となっており、「しまね暮らしのイメージテレビCM」は、昨年度から21ポイント増加しております。

続きまして、4ページを御覧ください。（3）男女共同参画社会への理解です。「『男は外で働き、女は家庭を守る』というような固定的な性別による役割分担の考え方について、あなたはどう思いますか」の問いに対し、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の回答の合計、「そう思わない」が84.2%で昨年度と同程度です。

続きまして、同じく4ページ下の問い、（4）中山間地域を維持・活性化するための対策についてです。「中山間地域を維持・活性化するために、今後、行政が特に力を入れるべきだと思う対策」を3つまで回答いただいたものです。割合の高いものから順に、「交通手段（道路・自治体バスなど）の整備・確保」が51.1%で昨年度から約1ポイント増加。「快適な生活環境（買物など）への支援」が44.5%で昨年度から約2ポイントの減少となっております。4番目の「農林水産業の振興」が18.8%で昨年度から5ポイント増加しております。

続きまして、5ページを御覧ください。（5）子育て支援に関する行政サービスについてです。「お住まいの市町村で、子育て支援に関する行政サービス（保育・幼稚園・子育て相談など）が整っていると思いますか」の問いに対し、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の回答の合計「そう思う」が64.7%となっており、昨年度から約4ポイント減少しております。

続きまして、5ページ下の問い、（6）島根県に愛着や誇りを持っている理由についてです。「島根県に愛着や誇りを持っている理由は何ですか」の問いに、複数回答いただいたものです。割合の高いものから順に、「長く住み慣れているから」が73.1%、続いて、「好きな風景や景色があるから」が41.2%、次に、「人と人とのつながりが豊かだから」が26.0%となっており、いずれも昨年度から1ポイントから2ポイント程度増加しております。

なお、これらの調査結果につきましては真摯に受け止めまして、各部局において、地域や年齢、あるいは経年比較など、細かく分析の上、今後の施策の推進に活用してまいります。

○田中委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

多々納委員。

○多々納委員

あるいは、要望になるかも分かりませんが、御説明にありましたように、この調査が結果的にどのように県の施策に反映されたかというのが、非常に分析して、各部局で活用するという事はよく分かるんですけども、どう活用されたかというのは少し分かりにくい部分でありますし、この調査が他府県でもやっていらっしゃる県民満足度調査みたいなところとつながるところがあって、やっぱり県民満足度上げていく上で、この施策が県民の皆さん方の満足度につながっていくということでなければいけないという意味では、やはりどういう結果、この調査がどうつながったかという活用策のところ、もう少し分

かりやすく県民の皆さん方に伝わるといいのかなという、ちょっとそういう気がしておりますので、また御検討いただければと思います。以上です。

○田中委員長

太田広聴広報課県民対話室長。

○太田県民対話室長

この調査の結果がどのように反映されたかというところなんですけれども、まず、島根創生計画のK P Iなどに多く指標として用いられている調査項目が多くあります。

今回設問が34問あるんですけれども、そのうち創生計画のK P Iになっているもの、及びその他の個別計画のK P Iになっているものが合わせて21問ありますので、そういったところで指標として活用されているというところがありますし、あと、例えば去年の竹島の調査結果を踏まえて、総務課で分析された結果、40代以下の若年層の関心度が低い傾向にあるということで、SNSを活用した啓発に取り組んでいくというような分析をされたりというふうな活用がされているところであります。

あと、満足度調査のような、つながっていくような活用策という御要望でしたけれども、これについては、今後研究をしてまいりたいと思います。

○田中委員長

よろしいですかね。

ほかにございませんか。

福井委員。

○福井委員

先ほどの説明の最後のページになると思いますが、問33の前からちょっと気になっていて、島根県に愛着や誇りが無いっていうのが3.2%っていうことは、人口でいうと1万8,000人か2万人ぐらい、平均するとそのぐらい、僅か2,000人の調査で1,306人からの回答があり、全体のそのぐらいいらっしゃる。

この辺に対して、これまでも大体同じぐらいの数字が出ていると思うんですけども、こういうところに対して、どっちかいうと夢や希望に向けて挑戦できる環境があるからだっていうのが多いぐらいのほうがいいなという感想があるんですけど、ここら辺りの、愛着や誇りが無いというのは、どのような捉え方をされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○田中委員長

太田広聴広報課県民対話室長。

○太田県民対話室長

これは社会教育課が御担当されている設問になるんですけれども、島根に愛着や誇りが無いところを減らして、夢や希望に向けて挑戦できる環境があるのほうが少し増えたほうが良いというような御意見だったと思うんですが、小・中学校でのふるさと教育というものをさらに充実につなげられて、島根県に愛着や誇りを持つ児童・生徒の育成を図っていくというふうに、この結果を捉えて考えていらっしゃいます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ほかの部局が担当しているところというのもあると思いますし、あと、問30でも、子育て支援に対する行政サービス、市町村がメインですけど、あまりそう思わないのも3割近く、そう思わないのも3割以上あるっていうことは、何か不満な部分、要は、この間も議論があったのは、放課後児童クラブのこととかもあったりするのか、あるいは市町村によっては、御家庭で育児休暇を取ったりして家にいらっしゃるんだったら、延長保育はどうか、何か保育園に預けたら駄目みたいなことをやっている市町村があるって実は聞いていまして、昔は大丈夫だったのが、保育士不足で、多分人間が回せないからそんなことやっているのかいうのを去年ぐらいからはじめている自治体もあるみたいなので、そこら辺りのところも、そういう回答にもしかしたらつながっているのかなとは感じたりするんですけど、その辺りのところは、これも多分、課が違うと思いますけど、どう捉えてるか、もしよかったら加藤理事、お答えください。

○田中委員長

加藤政策企画局理事。

○加藤政策企画局理事（人づくり・広聴広報）

ありがとうございます。まさに、福井委員、最初に御質問、御指摘いただきました、まず愛着の関係です。これ決して少なくないっていうふうに捉えないといけないと思っていまして、各部でそういう施策をやっているというのもあるんですけども、我々の政策企画局では、「誰もが、誰かの、たからもの」っていうことで、まさにそれ愛着に直結するものです。今のこの言葉だけじゃなくて、それを実感していただけるように、各施策ですとか、暮らしている方の具体的な部分で、どうやってこう県民の皆さんと一緒に盛り上げてもらうかっていうのを腐心しているところでございまして、先ほどの御指摘を肝に銘じて、この結果をまだまだ県民の皆さんと一緒に共感していただけるっていうことを、各施策もですし、イメージもですし、そういうところを総動員してやっていきたいというふうに感じているところです。

また、問30の関係も、こういった結果を各部局と共有しながら、この後どういう調査をしていくとか、具体的にといったところも連携しながら、来年以降のこの調査においても問いをちょっと工夫することも含めまして、対応をいろいろ連携してやっていこうというふうに思っております。以上です。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

ありがとうございます。我々も一生懸命、ネガティブな部分が減るように一緒になって頑張っていけないといけないなと思っておりますし、この結果、各市町村にも当然回されるとは思いますけど、それぞれの市町村さんも多分細かいデータで見ると、ある程度のもっとクロス集計しているとかいろいろあると思うんですけど、そこら辺り、基礎自治体の皆さんにもデータを示して、失礼ですけど、おたくの自治体じゃこれが低いですよみたいな、そんなこと言ったらひどいかもしれませんが、そこら辺りも、地方自治体もしっかりとそういう認識をしてもらって、県も市町村も一緒になって、また、住民も一緒になって取り組んでいけたらいいのかなというふうに思いますけど、これはお願いと感想でございますので、答弁は結構でございます。ありがとうございました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、政策企画局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

中島委員。

○中島委員

広聴広報課に聞きたいんですけど、この前、LINEのホームページをリニューアルするっちゅうことで、たまたま議会広報委員長ということで事前にペーパー見たんだけど、そのとき全くそのリニューアルすること知らされてなくて、それで議会の我々の本来ホームページが一番最初に出てくるんだろうと思っていたら、ちょっと違った形になっていたので、これおかしいんじゃないかということで指摘をしたんだけど、それで今直してもらって、今、若い人たちはパソコンよりもLINEのページをやっぱり見ますから、それで私ちょっと指摘をして、できるだけ知事と同じところに載せてもらうようお願いしたんだけど、そういうことは、事前に相談あってしかるべきだと思うんだけど、たまたま私知ったから、指摘をして、広報委員会にこうなりましたと報告だけはしたけれども、その中のやり取りって一切説明しないんですよ。今後そういうことあればですね、ぜひまた一言相談してもらいたいと思います。もしそれが直らないんだったら、実は議会で単独でつくろうという話も出ていたので、その辺、どういういきさつでああいうことになったのか、ちょっとだけ説明してもらえればいいのですが。

○田中委員長

岡本広聴広報課長。

○岡本広聴広報課長

すみません、県の公式LINEにつきましては、今回、今月ちょっとリニューアルをしようということで、メニューをちょっともう少し充実させるという対応を行っているところです。それで、議会事務局とお話はしていたんですけども、委員おっしゃられますように、ある程度固まった時点での御相談ということになってしまいまして、そこをもっと丁寧に対応させていただければよかったかなというところで、こちらも対応が前後してしまったこと大変申し訳なく思っております。

今後、また新しくリニューアルしたメニューを公開した時点で、また議会事務局以外でも、各部局からも、もっとこうしてほしいというような御要望も出てくるかとは思いますが、そういった要望やニーズも、また県民の方からも、より利便性のあるもの、もしお声があれば、随時またそこは見直していこうと思っておりますので、また御意見いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

今後、できるだけそうしていただくと助かるので、結局、私しか知らなかったわけです

から、そうするとおかしな話なので、広報委員会で議論すると、またこれは喧々諤々になるので、ある程度要望ももらったので、今後はちょっとそこの辺の出し方をまた工夫してもらって、よろしくをお願いします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

それでは、以上で、政策企画局所管事項の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

[執行部入替え]

○田中委員長

これより総務部所管事項について審査及び調査を行います。

なお、条例案第150号議案審査のため、瀧教育委員会総務課長、春日警察本部警務部参事官にも御出席をいただいております。

はじめに、総務部長の挨拶を受けます。

野間総務部長。

○野間総務部長

おはようございます。田中委員長、岡崎副委員長はじめ、総務委員の皆様方には、日頃から総務部の所管事業につきまして、御指導、御支援をいただきまして、感謝を申し上げます。

先日は県立大学浜田キャンパスにおきまして、実施調査をしていただきまして、誠にありがとうございました。第4期中期計画や学生が取り組んでいる活動等につきまして、活発に意見交換がされたと聞いております。今後とも引き続き、こうした意見交換を行う場を設けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

今月2日に米子市で、高病原性インフルエンザの発生が確認されました。現時点におきましては、島根県内での発生は確認されておりませんが、万一の場合に備えまして、職員の人員配置等の万全な体制づくりを進めているところでございます。そういった場合に、予算措置等が必要なことがございましたら、御相談させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

高市政権に替わりまして、11月28日に、国の経済対策に基づく令和7年度補正予算第1号が閣議決定されております。これを受けまして、県においても、今議会において、提案させていただいている補正予算のほか、必要な対策につきまして、準備・検討を行っているところでございます。

さて、本日は、今議会への提出議案のうち、総務部が所管する条例案2件、一般事件案7件、予算案2件、報告事項2件につきまして、御説明をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本日、原管財課長が体調不良によりまして、欠席をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。本日は、よろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました総務部に係る議案は、条例案2件、一般事件案7件、予算案

2件であります。

はじめに、条例案の審査を行います。

第150号議案及び第167号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いをいたします。

飯塚人事課長。

○飯塚人事課長

では、資料1ページをお願いします。第150号議案、職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

1の提案理由ですが、本県職員の旅費につきましては、国の旅費法の取扱い等を参考に行っておりますけれども、その国の旅費法改正により、宿泊費等の基準の変更・廃止に準じまして、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容でございます。

まず、(1)の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。国の旅費の種目名称が改正されたことに伴います改正及び関係規定の整備でございまして、改正内容には、現在条例で定めております規定を、今回規則に規定するものを含むものでございます。

具体的な内容でございますが、まず、アでございますが、宿泊料という名称を宿泊費に名称変更し、その上で上限を変更するものでございます。その下に、ポツで記載しておりますように、現在9,800円、または1万900円としています上限額を国に合わせまして、都道府県別の区分といたしまして、上限を変更したいというふうに考えております。

ここで、3ページを御覧ください。これが今回定めようと考えております島根県職員が出張する際の宿泊費の上限でございまして、例えば一般職員の場合、東京都内でありまして、13番目でございますけれども、1万9,000円。島根県内でありましたら32番目、9,000円とするものでございます。この額は国が調査を行いまして、国家公務員の場合の額として定めたものでございまして、本県もこの国の額を参考に定めたいというふうに考えております。

また、一番下、表外が一番下を御覧いただきまして、国は毎年調査を行いまして、必要に応じてこの額を見直すというふうにされているところでございます。また、旅費法ではなく、財務省令で定めると規定しておりますので、本県もこの額につきましては、規則で定めるというふうにさせていただきたいと考えておるところでございます。

1ページのほうにお戻りください。

イの宿泊手当の新設は、ポツのとおり、宿泊料の一部として支給しております夕朝食代を廃止いたしまして、夕朝食の掛かり増しの経費等の手当を新設するもの。

ウの包括宿泊費の新設は、ポツのとおり、今、宿泊料や交通費として支給しておりましたパック旅行料金を国に合わせまして、包括宿泊費という項目をつくりまして整理をするものでございます。

エの鉄道賃の急行等の利用の距離要件の廃止は、50キロメートルと定めております距離要件を国に合わせまして廃止するもの。

オのその他の交通費の新設は、旅行雑費として支出しておりましたタクシー、レンタカ

一の費用を国に合わせ、その他の交通費と整理するものでございます。

カの航海日当の廃止は、国に合わせまして、航海日当を廃止しまして、特殊勤務手当として支給する形に整理するものでございます。

次のキとクが職員の異動・転勤に伴う赴任旅費の関係でございまして、キは国に合わせて、移転料を転居費とするなど名称変更を行うこと。また、家族の移転する際の旅費であります家族移転費につきまして、国において、これまでの対象が扶養する家族であったものが、同居する家族となったことにより、本県も扶養要件を廃止するもの。クは、着後手当につきまして、着後滞在費に名称変更し、実費支給に変更するものでございます。

次の2ページをお願いいたします。(2)は、特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございまして、先ほど、一般職のところでも御説明しましたように、宿泊料、宿泊費に名称変更した上で、都道府県別の区分とした上限に変更するものでございます。

次の(3)は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であり、先ほど、航海日当を廃止し、特殊勤務手当を新設するというのを御説明いたしましたが、特殊勤務手当として、船員作業手当を新設するものでございまして、額はこれまでの旅費での場合と同額とするもの及びその他規定の整理を行うものでございます。

(4)は、教育委員会の所管の船舶での船員作業手当を新設するもの。

(5)は、警察所管の船舶での船員作業手当を新設するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、前回の大幅な改正、これは平成24年1月でございましたけれども、そのときの取扱い、また、今回の改正は、赴任旅費を伴うもの、含むものでございますので、警察職員の異動は年度単位に行うということも考慮し、令和8年1月1日としたいと考えております。

第150号は以上でございまして、続きまして、4ページをお願いいたします。

第167号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

この条例の内容であります再任用の期末勤勉手当の引上げにつきましては、11月26日の全員協議会におきまして、総務部長から説明をさせていただいたところでございますが、人事委員会の報告を受けまして、再任用の期末勤勉手当につきまして、所要の改正をお願いするものでございます。

2の人事委員会の報告概要を御覧ください。人事委員会の報告におきまして、正規職員の人材確保が困難な状況が続く中で、長年培ってきた能力や経験を有する再任用職員の重要性は高まっていること、期末勤勉手当の支給月数について、定年引上げ職員と再任用職員を比べると差が生じていることといった状況が考慮され、再任用職員の期末勤勉手当について、所要の改善を検討する必要があるとされたところでございます。

3の改正内容でございまして、この人事委員会の報告を踏まえまして、本定例会の初日に御可決いただきました令和7年の給与改定後の期末勤勉手当の年間支給月数であります2.35月を、一月引き上げまして3.35月とするものでございます。具体的には、期末手当を0.5月引き上げまして1.775月に、勤勉手当を0.5月引き上げまして1.575月とし、それぞれ6月期及び12月期で均等に配分して支給するものでございます。

次に条例改正の効果等について御説明をいたします。5ページをお願いいたします。

再任用職員につきましては、フルタイム勤務、または短時間勤務の2つの形態がありまして、表に記載しておりますように、いずれも行政職給料表3級相当で任用しまして、本格的業務、職務のところ記載しておりますけれども、本格的業務に従事しているところがございます。その右側、会計年度任用職員につきましては、月に16日勤務をしております、定型的な業務に従事しているところがございます。短時間の再任用職員と会計年度任用職員を比較いたしますと、勤務時間は、ほぼ同程度となっております。一方で、職務面を見ますと、再任用職員は業務の指示を出すなど本格的業務を担う立場にあり、より責任の重い業務に従事いたしております。このように職務内容に差があるにもかかわらず、短時間の再任用職員と会計年度任用職員の年収には大きな差はなく、令和7年の改定によりまして、年収差がそれまでの15万円から10万円とさらに小さくなり、何らかの県単独の措置を講じなければ、今後、再任用職員として働くことを希望する職員がいなくなることが発生しかねない状況にあると考えております。

こうした状況を踏まえまして、短時間の再任用職員と会計年度任用職員の年収に一定程度の差を確保する必要があると判断し、今回の改正を提案したところでございます。一月引き上げた後の、短時間の再任用職員の年収は、太枠で囲んだところのCのとおり、337万円となりまして、会計年度任用職員との年収差は33万円となるものでございます。また、短時間とフルタイムの再任用職員の起用バランスを維持するとともに、フルタイムで働く職員を確保していくため、フルタイムの再任用職員につきましても、同様に期末勤勉手当の引上げを行うものでございます。

4ページにお戻りいただきまして、3の改正内容の下、アスタリスクで記載しておりますけれども、この改正に伴います令和8年度の影響額につきましては、約5,000万円と試算しているところでございます。再任用職員制度は60歳、あるいは定年年齢になるまで働いた職員が退職した後、再度の任用による働く制度でございますが、今後定年年齢の引上げが進むことによりまして、再任用職員は減少していく見込みでございますので、定年引上げ制度完成後でございます令和14年度以降、各年度の影響額は約1,000万円と試算しております。

最後に、県の施行期日についてでございますが、公布日からの施行としております。

私からの説明は以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はありませんか。

ないようですので、採決を行います。

条例案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。

第150号議案及び第167号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第150号議案及び第167号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

瀧教育委員会総務課長、春日警察本部警務部参事官、どうぞ御退席ください。ありがとうございました。

〔瀧教育委員会総務課長・春日警察本部警務部参事官退席〕

○田中委員長

次に、一般事件案の審査を行います。

第159号議案、第160号議案、第161号議案、第162号議案、第163号議案、第164号議案及び第165号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

内田総務課私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

それでは、第159号議案、公立大学法人島根県立大学定款の一部変更について、御説明いたします。

これは、地方独立行政法人法の改正に伴いまして、定款の関係箇所を変更するものとなります。

1の変更理由でございます。法改正により、これまで県立大学が毎年度策定しておりました年度計画が廃止となりました。これを受けて法人の定款から該当箇所を削除するというのが変更理由となっております。

2の変更の内容といたしまして、具体的には、現行の定款に年度計画に関する事項が、理事会の議決事項と経営委員会、教育研究評議会の審議事項として規定されております。今後、年度計画を策定しないこととなりますので、議決事項や審議事項から削除し、この新旧対照表のとおりに変更するものです。なお、経営委員会、あるいは教育研究評議会というのは、いずれも法に定められております合議機関でございます。大学の重要事項の審議について、経営面を名前のとおりですが、経営委員会が担いまして、教育研究面は教育研究評議会が担うということになっております。

3の施行日でございますが、この議案の議決をいただきました後に、知事から文部科学大臣及び総務大臣に認可申請を行いまして、その認可があった日としております。

7ページのところを御覧ください。法改正の背景を御説明いたします。

この地方独立行政法人法の改正なんですけれども、国立大学法人において、先行して関係法の改正がありまして、国立大学においては、令和4年度から年度計画の作成や、年度評価を受けることが廃止となりました。この廃止を受けまして、公立大学法人は、毎年度義務づけられているこれらの事務負担が大きくて、本来、力を入れるべき教育の質の向上ですとか、地域貢献が十分に組み合わせていないといった支障があると、地方の側から国に意見が提出、提案をされました。この結果、令和5年の地方分権一括法として改正されまして、国立大学と同様に廃止となったという経緯がございます。この廃止の適用時期ですけれども、新たな中期目標期間の開始からとなりますので、島根県立大学においては、令和7年度からとなりました。10月の総務委員会でもちょっと報告させていただいたとおり、県立大学の年度評価を受けるその結果を報告するというのが、今回をもって最後とな

ることを御説明させていただきましたが、その一連のものとして、今後は、県立大学は年度計画を策定しないこととなるものでございます。

続きまして、8ページ、第160号議案、公立大学法人島根県立大学が徴収する料金の上限の変更。具体的には、認定看護師の新たな教育課程の授業料の設定について、御説明いたします。

1の概要ですけれども、県立大学が徴収する料金、例えば授業料などの上限を変更する場合は、議会の議決をいただく必要があります。

このたび、県立大学出雲キャンパスにおきまして、県からの委託、これは所掌は健康福祉部となりますけれども、委託によりまして、認定看護師の教育課程として、認知症看護B課程という分野を来年度から新たに開講するという予定になっております。この認定看護師の教育課程の授業料につきましては、県立大学で最初に開講した平成28年度以降、日本看護協会の看護研修学校が各分野に設定している料金に準拠して設定してきております。このたびの新たな分野の開講に当たりまして、これまでと同様に設定、準拠して設定するため、授業料の上限を引き上げる必要が生じたというものでございます。

2の変更内容として、認定看護師教育課程における授業料の上限を、これまでの99万7,000円から101万6,000円に引き上げるものとなっております。

3の参考でございますが、認定看護師資格ですとか、このたびの開講分野がどのようなものであるかということをお説明いたします。

認定看護師資格は、これ日本看護協会が認定する資格でありまして、熟練した看護技術と知識を用いて、水準の高い看護を行うことができるものとなります。健康福祉部のほうからは、看護現場のスペシャリストとして、チームリーダー、牽引役の役割が期待されると伺っております。このたび開講予定の認知症看護B課程については、10名定員で12か月の期間、看護師としての実務経験が5年以上ある方を対象とするものです。このB課程といいますのは、A課程に対して、特定行為研修を組み込んだものをB課程と、ないものをA課程としております。この特定行為というのが、例えば脱水が疑われるような場合に、あらかじめ医師の手順書に示された範囲内であれば、看護師が自らの判断でタイムリーに点滴を行うなど、医師の業務の一部を担うというものになります。こうしたB課程の養成が、病院ですとか、在宅医療で幅広く求められておりまして、健康福祉部からは、このたびの分野を選定した理由としまして、感染管理B課程を2年続けて開講して、受講人数を一定程度満たしたという中で、新たなニーズ調査などを行いまして、選定したように聞いております。開講実績は、下の表のとおりでございます。令和5年度からのこのB課程が高額になっておりますのは、この特定行為研修を組み込んだことで、期間が長くなったり、内容が高度化したためでございます。このたびの認知症看護B課程もほぼ同じ水準ですが、準拠するために若干の引上げを行おうとするものでございます。以上でございます。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

総務資料の9ページをお願いいたします。

第161号議案について御説明します。資料の中ほど、説明のところを御覧ください。

宝くじは、法律の規定によりまして、発売団体の議会が議決した範囲内で総務大臣の許可を受けて発売することになってございます。

本議案につきましては、令和8年度において、島根県が宝くじを販売するために、今年度と同額でございますが、55億円を上限として議決をお願いするものでございます。説明は以上でございます。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

私からは、第162号議案、契約の締結について、御説明させていただきます。

資料の10ページを御覧ください。契約の目的は、島根県民会館大規模改修（大・中ホール舞台照明設備）工事。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は、12億1,000万円余でございます。契約の相手方は、日新電工・山代電気工業・三原電工特別共同企業体。代表者は、株式会社日新電工代表取締役、山根義人でございます。

下表、工事の概要についてですが、工事名は、先ほどの契約目的に同じで、工事場所は、松江市殿町地内でございます。工期については、議会の議決をいただき、かつ受注者が契約の保証を付したことを確認した日の翌日から令和9年10月29日まででございます。工事の概要は、県民会館大・中ホールの舞台演出に必要な舞台照明設備をLED化するものでございます。なお、今工事により、県民会館は、大ホールは令和8年3月から令和9年12月末まで、中ホールは令和8年3月から令和9年10月末まで休館する予定にしております。この案件につきましては、令和7年10月15日に仮契約を締結しております。

続きまして、資料の11ページを御覧ください。第163号議案、同じく契約の締結について御説明させていただきます。

契約の目的は、島根県民会館大規模改修（長寿命化 空気調和設備）工事。契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は11億4,000万円余でございます。契約の相手方は、新和設備・山陰クボタ・シンセイ技研特別共同企業体、代表者は、新和設備工業株式会社代表取締役社長、新田喜一でございます。

下表、工事の概要についてですが、工事名は先ほどの契約目的に同じで、工事場所、工期につきましては、先ほどの第162号議案と同じでございます。工事の概要は、老朽化した館内の空調設備の更新、楽屋及び会議室の個別空調化、大ホールロビー部への空調設備の新設等を行うものでございます。

なお、この案件につきましては、令和7年10月15日に仮契約を締結しております。

続きまして、資料の12ページを御覧ください。第164号議案、同じく契約の締結について説明させていただきます。

契約の目的は、島根県民会館大規模改修（長寿命化 建築）工事、契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は12億7,000万円余でございます。契約の相手方は、松江土建・一畑工業・幸陽建設特別共同企業体、代表者は松江土建株式会社代表取締役社長、平塚智朗でございます。

下表、工事の概要についてですが、工事名は先ほどの契約目的に同じで、工事場所及び工期につきましては、第162号議案と同じでございます。工事の概要につきましては、県民会館大・中ホールのリニューアルに伴う客席の更新等の内部改修、トイレのバリアフ

リー化、外壁及び屋根防水改修等を行うものでございます。

なお、この案件につきましては、令和7年10月16日に仮契約を締結しております。
続きまして、資料の13ページを御覧ください。第165号議案です。

契約の目的は、島根県民会館大規模改修（長寿命化 受変電設備外）工事、契約の方法は、一般競争入札で、契約金額は6億6,000万円でございます。契約の相手方は、島根電工・八束電工・山代電気工業特別共同企業体、代表者は島根電工株式会社代表取締役、野津廣一でございます。

下表、工事の概要についてですが、工事名は先ほどの契約目的に同じで、工事場所、工期については、第162号議案に同じでございます。工事の概要は、県民会館の受変電設備及び非常用発電設備を更新するものでございます。

なお、この案件につきましては、令和7年10月16日に仮契約を締結しております。
私からは以上でございます。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

説明ありがとうございました。

ちょっと聞いてみるんですけども、県民会館の改修、一連の4件出ましたよね。合計で、今、多分40億円を超えるんだろうというふうに思いますが、昨今の人件費、物価高対策、結構、これ、これまでもいろんな請負金額が変更されている状況はあったというふうに思うんですけども、これだけの金額になると、多分そういった物価とか人件費の高騰を見越しとかなないと、今後、財政上非常に厳しい状況になるのではないかなというふうに思うんですけども、2年間、令和9年度までだというふうに思いますが、営繕課として何か、そういったこと見込んでるのか。もし見込んでるということであれば、どれぐらいのことを見込んでるのか教えていただけますか。

○田中委員長

太田営繕課長。

○太田営繕課長

今、委員、御質問のあった物価高騰についてですが、工期が約2年という長期にわたるものでございますので、当然、委員、御指摘のあったように、物価上昇等があるということは想定されるものでございます。

今回、契約額をお示しいたしましたが、これ以外に、おっしゃるように、物価の高騰等や人件費の高騰があった場合につきましては、契約書でも物価スライド等で対応するというのをうたっておりますので、適正に、仮にそういうことがあった場合には対応したいというふうに考えております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

当然契約上はそういうふうになっていると思うんですが、県の財政的な考え方として、

当然中長期的にそういったものは織り込んでというふうに思うんですが、財政課長、どうですか。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

御指摘のとおり、基本的に物価高騰局面になるということは承知しておりますので、各年度の予算編成の中で、物価高騰、必要なものがございましたら、予算編成の過程で検討してまいりたいと思っております。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

額が額だけに、結構、県の財政にかなり、結局契約してしまいますから、もう変更契約が可能ということになると、もうほぼ必要経費が上がっていくということになるわけでありまして、ぜひともしっかりと、そこら辺は財政のほうもしっかりチェックをしていただきまして、中長期のいわゆる財政見通しにあまり影響がでないようにチェックをお願いしたいというふうに思います。以上です。

○田中委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

生越委員。

○生越委員

超素人なことを聞きたいと思いますが、宝くじの当せん金55億円、昭和23年からずっと法律でどうのこうのと出ておりまして、もちろん55億円、大賛成でございますので、別に何の反対もあるわけでもないですが、議員して15年間ぐらい、全く変更もなく何もなく、この55億円の販売額というものに対して四十数億円というのも実績があるわけだが、島根県にどれだけのメリットが、利益があって、それをどういうふうに生かしてるかというような話も一つぐらいあってもいいのかなという気が私はするんですが。

それと、利益があるなら、55億円目指して頑張るといぐらいの売上げを上げて、44億ぐらいでこらえておくというわけにはいかないんだろうかという気もするんですが、先ほど須山委員おっしゃるように、諸物価高騰の折、いろんなところで収入も増やさなければならぬ、努力もしなければならぬと思うので、そこら辺り、今まで全く触れたことはないわけですが、何げなく55億円というのは勝手に通り過ぎる数字で、反対したことも1回も記憶がありませんし、私も大賛成でございますが、もし本当に売れるなら60億円に上げてもいいじゃないと思ったり、そこら辺り、ちょっとからくりを教えてくださいませんか。

○田中委員長

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

まず、この販売総金額、この上限額のところにつきましては、これまでの実績を基に全国の宝くじの、例えば販売の伸び率なんかを見込んだ上で、かつその上に変動要素といっ

た一定のバッファーを見込んだところで設定しているものでございまして、結果的に55億円といった額が続いているところでございます。

その上で収益について申し上げますと、令和6年度の収益で申し上げますと、島根県、約14億円入っているところでございまして、公共事業等に一般的に使っているところでございます。

このまきに宝くじにつきましては、販売された地域にその販売額の割合に応じて配分されるという仕組みになってございますので、島根県での販売額が増えれば、それだけ島根県の収入が増えるというのが事実でございます。

島根県としましても、宝くじの販売の促進というのはやっぱり大事だと思ってございまして、例えば今年度からですと、ちょっとSNSを使った宝くじの周知ということを新たにはじめたということがございますし、また県庁内での販売会を実施するということ、それからスサノオマジック、この試合で財政課のプレゼンツという形で宝くじの販売の周知を、促進を目的に開いているところ等もございまして、そういった様々な機会を活用しながら、より一層この宝くじの販売を進めていきたいと思っております。

○田中委員長

ほかにございせんか。

よろしいですかね。

すみません、私がちょっと教えていただきたいんですけど、8ページ、県立大学の金額のことなんですけど、金額はいいんですけども、今回、認知症Bになりました。平成30年、令和元年で認知症Aの研修が実施されていると思うんですが、この皆さんたちがBに上がるというふうな仕組みができていいのか、それともAの方たちはもう一回最初からBをやらないといけないのか、どういった形になっておりますでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

A課程の資格の方は、Bになる場合はもう一度B課程を受け直すということです。今、A課程は、もう数年後で新たな資格付与は終わって、B課程にスライドしていくような、ちょっと中長期的には、いう形になっております。

なので、どうしてもこの特定行為研修を受けないとBになれないということがありますので、その部分が追加で受ける必要があるということです。

○田中委員長

ということは、認知症Aを取られた、70万円かけて取られた方がBに上がろうと思っただらもう一回やらないといけないし、病院側もそういった形で代替を出したりしないといけないということになっているわけですね。

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

Aを持っている方は、Bに足りない必要な部分を追加で受けることでBになるということ。

○田中委員長

そういう研修は準備されているわけですか。この研修の中で空いている、まあ10人で

すけど、その枠で、例えばプラスアルファで、Aの人たちが上がれるようなことには今回はなっていないということでもいいんですかね。

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

今のAの方がこの研修でBに上がれるようにはなってないんですけども、一般的にAの資格者がBに受けようと思えば、B部分に必要な部分を追加でどこかで受けてという。

○田中委員長

そうですね。ぜひ検討をいただきたいと思いますね。せっかく取っていただいておりますので、ぜひ、よろしく願いをいたします。すみません、ありがとうございました。

ほかにございませんか。

それでは、採決を行います。

一般事件案7件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第159号議案、第160号議案、第161号議案、第162号議案、第163号議案、第164号議案及び第165号議案につきまして、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第159号議案、第160号議案、第161号議案、第162号議案、第163号議案、第164号議案及び第165号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第142号議案のうち関係分、及び第166号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

宇治郷財政課長。

○宇治郷財政課長

それでは続きまして、資料の14ページをお願いいたします。第142号議案、令和7年度11月補正予算（第6号）分の歳入を御説明いたします。

本予算につきましては、国の補助金の内示や早急に対応すべきものについて措置しており、表の下のところがございますが、補正額は4億9,813万円余となっております。その内訳といたしましては、9の国庫支出金、13の繰越金を計上してございます。

続きまして、資料の17ページをお願いいたします。こちらは、第166号議案、令和7年度11月一般会計補正予算（第7号）分の歳入でございます。

本予算につきましては、国の経済対策を受け、エネルギー価格・物価高騰対策や、国土強靱化対策など早急に対応すべきものについて措置しており、表の下の合計のところがございますが、補正額は198億5,951万円余となっております。その内訳としまして

は、7の分担金及び負担金、9の国庫支出金、13の繰越金、15の県債を計上しております。

なお、国庫支出金の右端の欄を御覧ください。上から2つ目のところでございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、エネルギー価格・物価高騰対策の財源としまして5億6,180万円を計上しております。

説明は以上でございます。

○田中委員長

大下総務課長。

○大下総務課長

続いて、資料の15ページをお願いします。歳出の関係となります。

第142号議案、令和7年度島根県一般会計補正予算（第6号）、歳出のうち総務部関係分について御説明いたします。

一般会計及び特別会計のうち、総務部関係分の歳出総額の補正額はございません。

次の、16ページをお願いします。こちらに、債務負担行為額を記載しております。公用車調達費として令和8年度に1,400万円余を限度額として設定するものでございます。令和8年度に納車する公用車のうち、災害時の悪路走行に対応できる車種については納期に1年以上の期間を要することから、債務負担行為をするものです。

以上となります。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はございませんか。

それでは、採決を行います。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第142号議案のうち関係分、及び第166号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分、及び第166号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

続いて文書表10ページに載せております、継続審査となっております請願第17号、再審法改正を求める意見書採択についてであります。

この請願を巡る状況について、執行部から説明をお願いいたします。

大下総務課長。

○大下総務課長

継続審査となっております、請願第17号について御説明します。

請願の内容は、有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済するための再審制度について

法改正を求めるものでございます。

その後の状況ですが、今年4月に設置された法制審議会、刑事法再審関係部会において引き続き議論が行われております。国会においては、6月に衆議院に提出された再審制度の見直しを盛り込んだ刑事訴訟法の一部を改正する法律案が継続審査となっております。

以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

意見等はございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

それでは、私の見解を申し上げさせていただきます。

再審法の改正に向けては、令和7年3月に法制審議会に諮問され、審議が続いている状況であり、引き続き国の動向を注視していく必要があることから、本請願は引き続き継続審査とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議ございませんので、本請願を継続審査と決定をいたします。

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明をお願いいたします。

小谷管財課財産活用推進室長。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

それでは、資料18ページの元知事公舎に係る状況について、報告をさせていただきます。

1、これまでの経緯です。(1)令和5年9月21日、知事公舎について、知事から令和5年度末で廃止することを表明されました。令和6年3月31日で知事公舎を用途廃止しております。(2)10月から12月にかけて県庁内で利用を照会・検討しましたが、利用計画がないことを確認しました。(3)令和6年1月16日、松江市へ元知事公舎の利用計画について照会をしました。(4)7月31日、松江市より元知事公舎に係る利用計画の回答を受領しまして、利用計画は、にぎわい創出の拠点となる施設として利用するとのことでした。(5)令和7年11月4日、松江市より取得を行わない旨の報告書の提出があり、受理したところです。

2、今後の対応でございますが、県の財産処分のルールにのっとりまして、公募による売却の進捗を進めてまいります。なお、周辺住民の生活環境が悪化するのではないかという条件を付すことも検討してまいります。

3、その他でございます。今後の売却スケジュールは、決定次第、委員会へ再度報告をさせていただきます。そして、令和8年度中の契約締結に向けて計画をしていく予定です。報告は以上です。

続きまして、資料19ページの東京地区用賀県職員宿舎の廃止等について、報告をさせていただきます。現在、老朽化しております用賀県職員宿舎の用途を廃止しまして、売却に向けた進捗を進めてまいります。

1、施設概要です。所在地、東京都世田谷区用賀1丁目9番7号、東急田園都市線用賀

駅から北東へ徒歩約15分の場所にあります。用途地域等につきましては、第一種低層住居専用地域、日影規制、高さ制限10メートルなどがかかっています。敷地面積925.7平米、約280坪になります。構造・規模につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ面積790.72平米、住戸数は世帯用(3DK)11戸、単身用(1K)2戸となっております。建築年は昭和57年3月完成で築43年となっております。

2の現在の利用状況です。1階の住戸は老朽化が著しく入居停止しておりまして、現在は7戸の入居状況です。

3、用途廃止の理由でございますが、老朽化及び設備の陳腐化が顕著になりまして多額の修繕費用を要する状況になっておりますので、このたび用途廃止をするものです。

4、今後の予定でございます。令和8年3月末に用途廃止をする予定です。それに伴いまして、現入居者は県が借り上げる民間賃貸住宅に移転していただく予定です。そして、令和8年度中に、一般公募により土地建物を売却する予定でございます。

私からの報告は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。

福井委員。

○福井委員

元知事公舎に係る状況についてのところですが、いろいろと報道やら、ちよくちよくは様子を聞いていましたが、この7月31日に、松江市がにぎわい創出の拠点となる施設として利用ということで回答をされていますけども、そこから1年以上たって取得を行わない旨の報告を受理して、結局1年半ぐらい塩漬けといいますかそういう状態にしている、松江市が何か返したっていう、その辺の詳細についてちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。なぜその利用するという予定をやめられたのかっていうのは聞いておられると思うんですけども。

○田中委員長

小谷管財課財産活用推進室長。

○小谷管財課管理監(財産活用推進室長)

松江市から利用計画、利用するという回答があつてからかなりの時間を要しておりました。内容につきましては、松江市が慎重に議論、検討をされた結果ですので、やむを得ないと思つております。途中のところでの取得方法や譲渡金額など、その条件につきまして協議をしていたところでございます。ですが、最終的に松江市がどのような理由でそれを取付しなかつたかにつきましては、我々のほうは正式な理由については聞いておりません。以上でございます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

聞いてないってことですが、過去にもホテル宍道湖の跡であるとかいろいろ、何か県は必ず一応、取りあえず基礎自治体である松江市にいろいろと照会をかけられているという例が過去にもあつたと思ひます。実際にその土地が今どうなっているか、松江市

がもし引き取られるとしてもどうなっているか。まだ手つかずの状態といたしますか更地になっているとか。

要は、この県都である松江市のいろいろな活用してもらうために県民の財産であるそれを譲渡しているのに、全く活用されてないっていうのが結構見かけます。そんなことだったら、松江市に譲渡するよりは、県としてもうそんなことせずに、松江市に照会を行うのをやめるぐらいの勢いでいいのではないかと思いますけども、ぜひ、角森総務部次長に御答弁をいただけたら。

○田中委員長

角森次長。

○角森総務部次長（建築）

御指名でございますのでお答えさせていただきます。

今、福井委員が御指摘されましたとおり、過去にも元県立プールの跡地、それから出ましたホテル宍道湖跡地がございます。どちらも更地で、ここは松江市の中で委員会をつくられて、利用計画をずっと検討はしております。正式には報告を受けておりませんが、プール跡地については、総合体育館と一体的に使用するような商業施設を建設する案が今挙がっているとは聞いております。それから、ホテル宍道湖跡地については、聞いてはおりますけれども、市長の中でいろいろな案があるというふうに言われておりまして、詳細は伺っておりません。

確かに、今まで大規模、それから高額な用地、全て今塩漬け状態になっていますので、今後も松江市内で出てまいります宿舎の廃止跡地とか、そういったところは知事とも協議をして、地元の市町村と話をするのかどうか、そのようなルールをちょっとパターン化できるように検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

その辺のルール、今、ルールづくりをしていこうということでしたけど、概して松江市を悪く言うわけではないですけど、何をしても意思決定が遅い松江市という勝手なイメージを持っております。出来栄のことについても。

それと、先ほど言われた県立プールの商業施設の関係も、私もそっちのほうの案を実は別の立場で会議所の会頭と一緒に、もう2年以上前に模型まで作ってお示しをしておりますが、全く委員会はつくられても論議をされない。市議会もそういうところしっかり動かない、こういうところは、やっぱり我々県議会としてもしっかりと見て、注視しとかなないといけないと思うんですけども、行政としては、いつまでもそれが続くようであれば、もう知事の決断で松江市とは交渉しないぐらいの強い勢いで、県有地をしっかりと活用していただきたいと思いますので、これは要望でございます。よろしく願いいたします。

○田中委員長

ほかにございませんか。

福田委員。

○福田委員

関連して知事公舎についてですけれども、売却スケジュールについては、これが決まれば委員会に報告するということですが、条件設定を考えているという、今後の対応の中で示されていますが、条件設定はどなたが、どういう機関なりで決定されるんですか。何か組織をつくられるのですか。

○田中委員長

小谷管財課財産活用推進室長。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

公募による売却の条件につきましては、何らかの条件をつけるかどうかということも含めまして、委員会または審査会というような形での設置を予定しております。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

ちょっと分かりづらいんですが、どういうことなんですか。

○田中委員長

小谷管財課財産活用推進室長。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

その公募による売却のその条件とかそういったものを検討する委員会を設置する予定にしております。その中で、条件をどうするかということを検討してまいりたいと思います。

○田中委員長

福田委員。

○福田委員

委員会というのは、県庁内部の委員会をつくられるということですか。

○田中委員長

小谷管財課財産活用推進室長。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

そのメンバーについては、まだそこまで検討しておりませんが、メンバーにつきましてはこれから検討します。県庁内だけのメンバーなのか、外部の方を入れるのかということも含めまして、ちょっとこれからでございます。

○田中委員長

よろしいですか。

多々納委員。

○多々納委員

一点だけ確認をさせていただきたいと思いますが、用賀の宿舎は非常にいい場所で、私も何度か訪れたことがあるものですからよく分かるんですけど、いわゆるこういう老朽化に伴って県有財産を処分されるというのは分かるんですけども、昔でいえば島根イン青山があったり、それから所長官舎もありましたね、昔はね。そういったものをもう多分全部処分になってるんだと思いますけども、そこら辺の状況や、ほかに老朽化を迎えながら、今後財産処分をしなきゃいけない時期を迎えてるような、県外のそういう県有財産というのはまだあるのでしょうか。状況を教えてもらえますか。

○田中委員長

小谷管財課財産活用推進室長。

○小谷管財課管理監（財産活用推進室長）

県外の職員宿舎につきましては、総務部が所管しておりますのは東京では、この用賀というところで、他は全てもう売却が終わっております、これが最後の宿舎になっております。

あと、大阪にも職員宿舎があります。県外の宿舎はこれが最後でございます。

○田中委員長

よろしいですか。

多々納委員。

○多々納委員

分かりました、はい、結構です。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ないようですので、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、総務部全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

須山委員。

○須山委員

ちょっと確認をしたいんですけど、2日前に県立大学の浜田キャンパスを視察させてもらいまして、まさに学生と話をして、非常にいい人材づくりができていっているなというのを感じて帰ってきたんですが、実は昨日、とあるところで明誠高校の永島理事長と話をしている間に、明誠高校も結構人材づくりということで地域と連携をして人材をつくっていくんだということに非常に積極的に取り組んでおられまして、その取組の経過を聞く中で、これは結構県立大学と向かう方向が一緒だなと思って、県立大学もああやって指定校推薦を今後やっていく中で、地元の高校生を55%まで引き上げるんだと強い目標を持って取り組むというふうなことを聞いてましたので、永島理事長にもぜひともこれはもう県立大学に入ってくださいよ、そうすると高大連携もうまくいきますよっていう話をしたんですが、いや、1つ問題がありますっていう話があったんですよ。

というのは何かというと、高大連携をする際に、高校の子が大学に受講しに行くと、これは非常に大学を知る上で重要なことですから、こういった人の流れというのはつくっていかなくちゃいけないんですけども、それをどうにか単位として認めていただけないだろうかというふうなことを、県立大学に要望をしているんですが、なかなかいい返事をいただけないというような話があったんですよ。私ちょっと高校の単位を誰がどう許可してもらえるものかっていうのがあんまり分からなかったんですが、それは何か法的な問題があってできないですかと言ったら、いや、そうではないと。県立大学がそこをお認めいただければそういった単位を取得ができるというような話がありまして、こういったことがうまくいけば、もっと地元の高校と大学が連携できて、地元の高校の子が大学に入れるという流れができるというふうに思うんですけど、そこら辺の仕組みってというのはどうな

ってるんですかね、難しいんでしょうか。

○田中委員長

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

私立高校の単位については、基本的には高校の学習指導要領に基づいて、これは学校なり校長が認定をします。指導要領の中に国語とか数学とかありますけども、総合的な時間とか、それからその他のいろんな活動の中で、明誠高校の判断で1つ単位認定するということはあるんだと思うんですが、県立大学のほうが単位を認定するわけではないので、ちょっと詳細が不明ですけど、今おっしゃった点をちょっと明誠高校のほうにも確認をしてみたいと思います。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

私もそこら辺聞きたいんです。単位を認めるのに大学が何か関与するのかなという気がしたんですけど、明らかに理事長は、県立大学が少し汗かいていただくと取得になるということで、それができれば明誠高校のほうからも大学にもっともっと人が送れるというようなことを言っておられましたので、私も全然分からなくて聞いているので。ちょっと調べてもらって、できればそこら辺をうまくできるようなことをしていただければというふうに。

それが、逆に明誠高校だけじゃなくて、県内全体での話ですから、県内からもやっぱりそういったことで、本当に大学に生徒来られるようであれば、非常に今の県立大学の取組にも寄与すると思いますので、少しそこら辺を検討してもらえますか。

○田中委員長

内田私学・県立大学室長。

○内田私学・県立大学室長

はい。

○田中委員長

お願いします。

ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で総務部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで、休憩を取りたいと思います。再開を午後1時、13時からいたしますので、よろしく願いをいたします。

〔休 憩〕

○田中委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、教育委員会所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、教育長の挨拶を受けます。

野津教育長。

○野津教育長

田中委員長、岡崎副委員長はじめ委員の皆様方には日頃より教育行政全般につきまして御指導、御鞭撻をいただいております。お礼申し上げます、ありがとうございます。

今議会、このたびの給特法の改正に伴います教職員の処遇改善、50年ぶりの処遇改善と言われております。50年ぶりに本格的に見直しがあったということでございまして、我々の長年にわたるいろいろな要望活動が一定程度実現しました。

ただ、今回制度全般を通しての処遇改善ということで、個別に見ますとマイナスのものもありますが、全般でいうと、昇給を込めなくても給与減になるということは基本的にはないという制度設計が行われておりますので、まずはこれをしっかり実施すべく条例案等を提出いたしております。

質問戦の中では、須山委員、あるいは尾村議員から、過不足について、不足分について、マイナス分についていろいろ言及がございました。答弁でもいたしておりますように全国共通の課題でございますので、全国の都道府県の教育委員会挙げて、歩調を合わせて大きな力でまた訴えていきたいと思っております。

また、須山委員の御質問の中で検討していると申し上げた、高校通級をやっている教員に対する手当というものにつきまして、これは条例事項ではございませんけれども、実施するという方向で今日併せて御説明をさせていただきたいと思っております。

また、知事の提案理由説明の中で県立図書館について言及をいたしております。今日、明日の話ではございませんし、来年度、予算を計上して動くという段階でもございませんけれども、いろいろな今後のスケジュールを立てるに当たって、対外的に交渉していく、あるいはいろんな見積りを取っていく、たくさんのお金をどこかに預かっていただく、あるいは仮事務所が必要であればそういったところを、適地を探していくと、こういったことに対外的にお話をしていけないことがございます。大きな予算事項でございますので知事から表明させていただいて、これをもって様々なところを準備、スケジュールでありますとか、事業費でありますとか、具体的にどう持っていくのかという、そういった考え方をしっかりまとめて、改めてしかるべき時期に議会へ御説明させていただいて御審議をいただきたいと思っております。今回はそのための準備の段階ということで御承知いただければと思っております。

後で詳しくは説明させていただきますけれども、特に今回、条例提出させていただきますので、何とぞ御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○田中委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査に移ります。

本委員会に付託されました委員会に係る議案は、条例案2件、一般事件案2件、予算案1件であります。

はじめに条例案の審査を行います。第151号議案、及び第168号議案について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次、説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧教育委員会総務課長

資料1ページをお願いいたします。第151号議案、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

1、提案理由です。公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行や人事委員会の報告及び勧告などを受けまして、県立学校及び市町村立学校の教育職員、また専門的教育職員の給与について所要の改正を行うものがございます。

2、一部改正が必要となる条例です。記載をしております教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例ほか4条例について改正をしたいと考えております。

3、条例の概要です。大きく分けまして、(1)給特法等一部改正法の施行等に伴う改正と、(2)給特法等一部改正法の施行等に関連する所要の改正がございます。

まず、(1)給特法等一部改正法の施行等に伴う改正でございます。ア、教職調整額の改善です。教職調整額とは、時間外勤務手当の代わりに給料月額4%を一律に支給しているもので、特別措置条例を改正いたしまして、現行の4%から毎年1%ずつ、段階的に10%まで引き上げたいと考えております。

次に、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例について3点の改正を行いたいと考えております。

イ、管理職の本給加算についてです。教職調整額は校長と教頭には支給をされておられません。そのため、教職調整額の引上げに伴い教職調整額が支給される主幹教諭、教諭、講師等と校長、教頭の本給が逆転しないように本給への加算を実施するものです。現状においても教頭には加算を行っておりますが、教頭への加算額を上乗せするとともに、校長も加算の対象としたいと考えております。

ウ、義務教育等教員特別手当の縮減は、教育職員に支給をしている義務教育等教員特別手当について、教職調整額の引上げ等を踏まえ、現行の手当額を3分の2程度に縮減するものです。

2ページをお願いいたします。エ、学級担任への加算は、学級担任としての職務の重要性や負荷を考慮して、義務教育等教員特別手当について1人当たり月額3,000円を上限としまして加算を行うものです。

次に、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊業務手当に関する条例について2点の改正を行いたいと考えております。

オ、多学年学級担任手当の廃止は、複式学級を主として担当する教員に日額290円を支給している多学年学級担任手当について、先ほど申し上げました学級担任への加算措置を踏まえて廃止をするものです。

カ、教員特殊業務手当の単価改定は、児童または生徒の不調、疾病等に伴う緊急の業務や、児童または生徒に対する緊急の補導業務に従事した場合の手当の単価を、1日につき7,500円から8,000円に改定するものです。

続きまして、キ、業務量管理・健康確保措置の実施に関する規定の整理でございます。これは、特別措置条例におきまして、業務の量の適切な管理等について定めております第6条の見出しを業務量管理・健康確保措置と置き換えるものがございます。

次に、大きく分けました2つ目、(2)給特法等一部改正法の施行等に関連する所要の改正でございます。現在、教育委員会事務局であります教育庁等で勤務をしております専

門的教育職員、具体的には指導主事及び社会教育主事へは、本給加算を行っておりません。しかしながら、先ほど御説明いたしました、イ、管理職の本給加算を実施しますと、学校現場の校長、教頭と教育庁等で勤務する校長級及び教頭級の専門的教育職員との間で年収差が拡大することとなります。そのため、校長級及び教頭級の専門的教育職員にも校長、教頭と同等の本給加算をするよう、職員の給与に関する条例の規定を改正するものです。

4、施行期日は来年1月1日としております。ただし、3の(1)のキで御説明いたしました見出しの改定につきましては来年4月1日からとしております。

5、その他(条例外事項)でございます。このたび教員全体の給与が見直されることを踏まえまして、高校で通級指導を本務とする教員に対して、特別支援教育に従事することを本務とするほかの教員と同様に給料の調整額を支給することとしたいと考えているところでございます。

第151号議案については以上です。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。第168号議案、県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

1、提案理由でございます。先ほど総務部人事課からも説明がございましたが、教育委員会におきましては、再任用教育職員の処遇改善を図るため、その期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行いたいと考えております。

2、人事委員会の報告の概要ですが、記載しておりますうち3ポツ目が特に教員について触れられた部分でございます。再任用教員は、担任などの困難な職務を担っているのにもかかわらず高齢層の職員間で給与差が存在する状況となっており、改善を要する喫緊の課題であるとされております。

3、改正内容でございます。(1)で記載しております学校でフルタイム勤務する再任用教育職員につきましては、令和8年度から正規職員並みに支給月数を上げ、4.50月としたいと考えております。

(2)は、(1)以外の再任用教育職員、具体的には教育庁で勤務をする指導主事、それから短時間勤務の教員などが該当いたします。それらの教育職員につきましては、先ほどの総務部人事課からの説明と同様の月数である3.35月としたいと考えております。

4、施行期日につきましては公布の日としており、来年度の期末勤勉手当から支給月数を引き上げたいと考えております。

4ページをお願いいたします。参考として、今回の処遇改善の効果等を記載しております。表の左側、定年前教員につきましては、一番下の欄を御覧いただきますと年収が753万円となっております。これが、表の真ん中、61歳以降の定年引上げ教員となりますと給与が7割水準となりますが、期末勤勉手当の月数が定年前教職員と同様であるため、年収が527万円となっております。そして、一番右側の暫定再任用フルタイム教員ですが、給与が7割水準かつ期末勤勉手当の月数も2.35月であるため、年収が437万円となり、真ん中の定年引上げ教員との年収差が90万円と大きなものとなっております。これが、このたびの処遇改善によって年収が505万円となり、かなりその差が縮まり、22万円となることとなっております。

2、市町村立学校の再任用教職員の期末手当等でございます。このたび一部改正をお願い

いしております条例は県立学校の教育職員の給与に関する条例でございますけれども、市町村立学校の再任用教職員の期末勤勉手当につきましては、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の規定によりまして県立学校の教職員と同じ取扱いとなることとなっております。そのため、市町村立学校の再任用教職員につきましても処遇が改善されることとなります。具体的には表のとおりでございますが、学校勤務のフルタイム教育職員の年間支給月数は、4.50月、それ以外の者、例えば小・中学校の学校事務職員については3.35月となります。

説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等がございますか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。条例案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第151号議案及び第168号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第151号議案、第168号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、一般事件案の審査を行います。

第157号議案及び第158号議案について、執行部から説明を受けます。なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

それでは、資料5ページをお願いします。2件の公の施設の指定管理者の指定につきまして、一括して御説明いたします。

1、対象施設及び指定管理者の業務等についてでございます。まず、第157号議案の県立古墳の丘古曾志公園につきまして、主な業務は、施設及び設備の使用許可、使用料の徴収及び維持管理業務等になります。指定する期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、公募額は4,510万円余でございます。

第158号議案の県立古代出雲歴史博物館につきまして、主な業務は、観覧料の徴収、誘客・広報、施設の維持管理等となります。指定する期間は県立古墳の丘古曾志公園と同じでございます。公募額は18億6,270万円余でございます。

続きまして2、指定管理者候補の選定についてでございます。県立古墳の丘古曾志公園に係る応募者は、株式会社ささんびると株式会社江友の2者で、応募額は4,510万円余、県立古代出雲歴史博物館に係る応募者は、ミュージアムいちばたの1者で、応募額は18億6,270万円余でございます。

いずれも、本年10月に指定管理者候補選定委員会による面接審査を実施し、サービスや維持管理の内容、運営する団体の財務状況といった条例に定められた指定基準に応募額を加えて総合的に判断し、また、主な選定理由に記載しております意欲や姿勢などを評価し、古墳の丘古曾志公園は株式会社さんびるを、古代出雲歴史博物館は応募者を指定管理者候補として選定することとしたものでございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。よろしいですかね。

ないようですので、それでは、採決を行います。一般事件案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、お諮りいたします。第157号議案及び第158号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第157号議案及び第158号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。

第142号議案のうち関係分について、執行部から説明をお願いいたします。

瀧総務課長。

○瀧教育委員会総務課長

資料の6ページをお願いいたします。第142号議案、令和7年度一般会計補正予算(第6号)、11月補正予算教育委員会関係分について御説明いたします。

1、補正予算の概要でございます。今回2件について補正をお願いしております。

教育庁総務課につきましては、給与費で1億1,000万円余の増額、文化財課は32万7,000円の増額をお願いするものです。合計の予算額は、補正前887億4,600万円余であったものが、1億1,100万円余の増額により、補正後888億5,700万円余となります。

続いて、7ページをお願いいたします。課別事業別一覧です。

教育庁総務課については、先ほど第151号議案の条例案でも御説明いたしました給特法等一部改正法の施行等に伴い、教員の処遇改善を実施するための補正予算でございます。

主な内容といたしまして3点ございます。1点目が、教職調整額の引上げです。来月、1月1日から教職調整額を現在の4%から5%に引き上げます。2点目が、管理職への本給加算です。教職調整額が支給されない校長等の管理職に対して、教職調整額が支給される教員等と本給が逆転しないよう加算を行います。3点目が、義務教育等教員特別手当の見直しです。教職調整額の引上げ等を踏まえ、教育職員に支給している現行の手当額を3分の2程度に縮減いたします。学級担任に対しては加算を行うこととし、加算額を、単独担任の場合は3,000円、複数担任の場合は1,500円として計上しております。

これらを来年1月から3月まで行うための予算といたしまして合計1億1,000万円余をお願いしております。

続いて文化財課でございます。八雲立つ風土記の丘について、来年4月1日に実施する使用料の額の改定に伴い、入館料の掲示やパンフレット等を更新するための費用として32万7,000円の増額をお願いするものです。

次に、3、債務負担行為でございます。表に記載の2事業につきまして債務負担行為の設定をお願いするものです。1、2とも、先ほど文化財課から御説明いたしました公の施設の指定管理者の指定に係るものです。古墳の丘古曾志公園につきましては、来年度からの5年間で4,500万円余、古代出雲歴史博物館につきましては、同じく5年間で、18億6,200万円余の限度額を設定するものでございます。

説明は以上です。

○田中委員長

説明がありました。

質疑等はありませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。

お諮りいたします。第142号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全て説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いをいたします。

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育課管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

それでは、資料8ページをお願いします。島根県の令和6年度生徒指導上の諸課題に関する状況について報告します。

1、島根県の調査結果の概要です。

1、暴力行為の発生件数についてです。公立の小学校・中学校・高等学校の合計は670件、前年度比49件増、児童生徒1,000人当たりの発生件数は10.5件、前年度比0.9件増でした。発生件数、1,000人当たりの発生件数、いずれも前年度と比べ増加しております。県内国公立1,000人当たりの発生件数10.2件は、全国平均の10.4件を0.2件下回っております。

続いて2、いじめの状況等についてです。公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における認知件数の合計は3,878件、前年度比351件増、児童生徒1,000人当たりの認知件数は59.8件、前年度比6.0件増でした。認知件数、1,000人当たりの認知件数、いずれも過去最多で、増加は4年連続でした。県内国公立1,000人当たりの認知件数58.5件は、全国の国公立1,000人当たりの認知件数61.

3件を2.8件下回っております。

3、小学校・中学校の長期欠席のうち不登校の状況です。公立小学校・中学校の不登校児童生徒数の合計は2,401人、前年度比118人増、1,000人当たりの人数は48.9人、前年度比3.0人増でした。不登校児童生徒数、1,000人当たりの人数とも過去最多で、増加は9年連続でした。県内国公立小学校・中学校の1,000人当たりの人数48.8人は、全国平均の38.6人を10.2人上回っております。

続いて4、高等学校の長期欠席のうち不登校の状況です。公立高等学校の不登校生徒数は284人、前年度比23人減、1,000人当たりの人数は21.7人、前年度比1.5人減でした。不登校生徒数、1,000人当たりの人数ともに前年度と比べ減少しました。県内国公立1,000人当たりの人数26.8人は、全国平均の人数23.3人を3.5人上回っております。

続いて、資料9ページをお願いします。5、高等学校中途退学者等の状況です。公立高等学校の中途退学者は82人、前年度と比べ16人減、在籍者数に対する割合は0.6%でした。中途退学者数、割合とも前年度と比べ減少しております。県内国公立の在籍者数に対する割合0.6%は、全国平均の1.4%を0.8%下回っております。

続いてⅡ、島根県の対応についてです。生徒指導上の個別の課題に対して、以下の取組を進めております。

1、暴力行為についてです。第2段落からになります。県内の小・中学校では、ここ数年、特定の児童生徒が暴力行為を繰り返す状況が見られると市町村教育委員会から報告を受けております。これらの児童生徒への対応としては、学校全体で共通理解を図り、一人ひとりに応じた指導につなげられることが重要であることを教職員に伝えてまいります。

2、いじめについてです。いじめを訴える児童生徒の安全確保を最優先とし、いじめ防止対策推進法などに基づき迅速に対応し、いじめを訴える児童生徒が状況の改善を実感できるよう、きめ細かな支援につなげていくことを学校に求めています。そのために、チェックリストを活用した校内組織の体制整備などを推進し、引き続き初期段階からの対応の重要性を学校に伝えてまいります。また、相談することができなかつたいじめが存在しているかもしれないという視点を持ちながら、いじめの兆候を見逃さないようにすることなども促してまいります。

続いて、資料10ページをお願いします。3、不登校です。第3段落からになります。全国同様に本県も増加傾向にあります。学校内外の機関等や担任等から相談、指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は全国平均より低い状況にあります。このことは、本県の教職員が丁寧に関わった成果であり、不登校支援の強みであると考えております。

第4段落ですが、令和6年3月に実施した不登校に関するアンケート調査の結果から、不登校の背景には人間関係の悩みが隠れているかもしれないという視点を持つことの大切さも引き続き教職員に伝えてまいります。

第5段落以降に記述しておりますが、学校では一人一台端末を活用しながら様々な支援を行っております。また、県では令和8年度の入学者選抜から、長期欠席者等に配慮した選抜方式を新たに導入いたしました。

最後の段落になります。市町村では学校内外での居場所の提供や学習支援に取り組んでおられますが、その取組に対し、県は財政支援を行っております。

4、中途退学です。中途退学した場合のリスクなどから、未然防止や早期発見に気づくことの重要性を学校に伝えております。学校では、やむを得ず中途退学を選択した生徒に対しても進路に関する窓口や制度を紹介するなど、一人ひとりの状況に応じた支援を行っております。

次に、11ページをお願いします。Ⅲ、島根県の調査結果です。ここからは統計資料になりますので、要点を簡潔に説明いたします。

まず、1、暴力行為の発生件数では、発生件数を、校種別、形態別、加害児童生徒の学年別内訳を掲載しておりますので、こちらは後ほど御覧おきいただければと思います。

続いて、資料12ページをお願いします。ページ下段に、6、いじめの発見のきっかけを掲載しております。学級担任以外の教職員が発見した、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の合計が427件、前年度比80件増、本人からの訴えの合計が1,390件、前年度比188件増、当該児童生徒の保護者からの訴えの合計が831件、前年度比101件増と、前年度から大きく増加している区分になっております。これらのことから、被害を受けた子どもや保護者が学校に対して被害を訴えやすくなってきているのと同時に、教職員のいじめの定義に関する理解が進み担任以外の教職員が初期段階から発見できるようになってきていることが示されていると考えております。

次に、資料14ページをお願いします。10、不登校児童生徒の欠席期間別実人数です。

(1) 不登校児童生徒のうち欠席日数30日から89日であった者の割合です。このグラフでは、令和5年度調査から50日以上欠席している者の項目が新たに追加されたため、左側に令和2年度から令和4年度までを、右側に令和5年度からのグラフを載せております。

(1)の右側のグラフで、令和5年度は、県内の不登校児童生徒のうち、欠席日数30日から89日の割合が51.6%、全国は45.8%、本県は5.8ポイント、全国より高くなっております。

(2)から(4)のグラフは、欠席期間が長くなっている不登校児童生徒を示しており、いずれも全国より低くなっております。欠席期間が短い児童生徒の割合は高く、欠席期間が長くなっている児童生徒の割合は低いことから、本県の不登校児童生徒の欠席期間は全国に比べ長期化に至る割合が低く、教職員が一人ひとりに丁寧に関わっている成果であると考えております。

資料15ページをお願いします。12、不登校児童生徒について把握した事実です。

令和6年3月に実施した不登校に関するアンケート調査の結果により、不登校の背景には人間関係の悩みが隠れているかもしれないという視点を持つことの大切さを引き続き教職員に伝えていくと先ほど申しましたが、この表の区分の1、2、3が人間関係の悩みに当たります。アンケート結果公表前の令和5年度と比べ、区分1、2は増加しましたが、この視点が教職員に十分浸透し調査結果に反映するまでには至っていない結果であると考えております。引き続き、教職員研修や学校訪問などあらゆる機会を通じて教職員に伝えていくことで、今後の調査ではこの数値が増えていくものと考えております。

続いて、ページ最下部の13、不登校児童生徒のうち、学校内外の機関で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合(ア)と、(ア)のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていない児童生徒の割合(イ)を御覧ください。令和6年度、(ア)で

は、本県は全国より10.9ポイント低い状況にあります。このグラフからは、過去5年にわたり全国より低い状況にあることが見てとれます。(イ)では、本県は全国より3.5%低くなっております。担任の教員をはじめ、関わりがある教職員が定期的に電話をかけたり家庭訪問をしたりするなど、個別の状況に応じた丁寧な支援を続けていることにより結果が表れていると推察しております。このことは、欠席期間別実人数の結果は本県の教職員が不登校児童生徒に丁寧に関わってきた成果であり、本県の不登校支援の強みであると考えております。

以下、資料16ページ、17ページについては、御覧いただければと思います。

以上です。

○田中委員長

八束特別支援教育課長。

○八束特別支援教育課長

それでは、資料18ページをお願いします。しまね特別支援教育魅力化ビジョン後期版骨子案について御報告いたします。

1、後期版の概要にありますとおり、しまね特別支援教育魅力化ビジョンは、令和3年2月に策定し、10年間の特別支援教育の取組の方向性を示しておりましたが、今回、島根創生計画、しまね教育振興ビジョンなどの他計画と期間をそろえるために、期間を1年短縮し、4年間の期間の後期版を策定することといたしました。前期5年間の取組を踏まえ、後期4年間の取組の方向性を示していきたいと考え、まずはその骨子案を作成いたしました。新規に取り組むことや、今後重点的に取り組んでいきたい項目を中心に御説明いたします。

それでは、19ページをお願いします。ここからは、左側には現行ビジョン記載内容を、右側には後期版の記載予定の内容を示しております。まず、第1章の策定に当たっては、計画期間以外の基本的な考え方は現行ビジョンを踏襲することとしております。

続いて、第2章は、それぞれの学びの場における教育環境の充実についてですが、1、特別支援学校では、地域との連携・協働した教育の推進の内容を分割して、新たに(3)探究的な学びの推進を設けました。また、(5)では、障がいのある子どもとない子どもが触れ合う機会を増やし、共生社会の基礎となる意識などを醸成するために、交流及び共同学習の推進の項目を設けました。2、就学前では、幼小連携・接続の推進を設けております。

それでは、次のページをお願いします。3、小学校、中学校では、今年度も本課で事業を行っておりますが、(1)LD(学習障がい)のある児童生徒の学びの充実を入れております。また、特別支援教育を担う教員を支えるために、(5)相談支援体制の充実を取り出して設けております。

続いて、高等学校ですが、通級による指導を「拡充」から「充実」に変更し、より、内容や体制の充実を図っていきたくております。

続いて、通常の学級における特別な支援を必要とする児童生徒が増加していることから、小学校、中学校、高等学校共通の項目を新たに設け、通常の学級における特別支援教育の充実を図っていきたくて考えております。

では、次のページをお願いします。第3章は、切れ目ない支援体制の構築を記載します

が、関係機関が連携して、一貫した支援が途切れることがないように引継ぎを充実させていきたいと考えております。また、特別支援教育の理解・啓発では、（１）多様性を尊重する環境づくりを新たに設け、共生社会の形成に向けた取組を推進させていきたいと考えております。

続いて、第４章は、教職員の専門性向上や人材育成についてですが、教職員の専門性の向上については再構成をし、（１）に全ての教員の特別支援教育の知見や経験の蓄積を設けました。

最後に、人材育成・確保では、特別支援学校における教職員の働き方改革の項目を追加いたしました。今後策定予定の業務量管理・健康確保措置実施計画に基づいた取組を記載してまいります。

それでは、１８ページにお戻りください。３、今後のスケジュールですが、今後、素案、案を作成し、今年度末の策定を予定しております。素案、案についても、記載のとおり、逐次議会に御報告したいと考えております。以上です。

○田中委員長

太田保健体育課長。

○太田保健体育課長（健康づくり推進室長事務取扱）

資料２２ページを御覧ください。小・中学校給食費緊急支援事業（米価高騰対策）の対応について報告いたします。

昨年からの米価格の高騰を受けて、今年度創設しました小・中学校給食費緊急支援事業について、１に６月補正予算後の事業概要を記載しています。６月補正予算では、当初予算時に設定した米価上昇率の上限を大幅に超えて高騰している状況を踏まえまして、市町村が給食の質を維持して提供できるよう、予算の増額をお認めいただいております。助成内容ですが、給食費のうち令和５年度にかかった１人当たりの年間米価格をベースとしまして、そこから上昇した部分を全て県が支援するという仕組みとしています。ただし、市町村によって米の仕入先や価格が異なりますので、米価上昇率について８７％増を上限としております。この上限設定は、島根県における小売価格の上昇率を参考としており、当初予算時は５３％としていましたが、その後の米価の高騰を踏まえて８７％に変更しております。予算額としては１億８，３００万円余となっています。

２の現時点の予算の執行見込みですが、積算上は児童生徒等に多少余裕を持たせて予算を組んでいたところ、確定した児童生徒数や各市町村の米の契約単価で精査したところ、２，０００万円余の不用額を見込んでおります。

その後の状況変化としまして、３に令和７年産新米の契約状況を記載しております。各市町村は、給食用の米を上期と下期に分けて契約しておりますが、令和７年産新米となる下期は、ＪＡが生産者に支払う概算金が大幅に引上げになったことなどに伴い、上期と比較して多くの市町村で高騰いたしました。この結果、交付金の算定基礎としている米価上昇率が上限の８７％を超える市町村が半数を超える状況となりました。参考として６市町村が契約する県学校給食会の供給価格を記載していますが、令和５年度上期の時点では１キロ当たり３１８円だったものが、今年度の下期には７５９．６円となっており、５年度平均と７年度平均を比較すると、米価上昇率は９４．２％増となっております。そこで、４に今年度の対応を記載しております。このような状況を踏まえて、米価上昇率上限を８

7%から105%に変更し、上限以上に米価格が高騰した市町村を支援していきたいと考えております。105%の設定根拠ですが、これまでと同様に島根県における小売価格を根拠としており、令和5年と令和7年の平均を比較しております。105%を上限として追加経費の見込みを試算しましたところ、約2,000万円となりました。先ほど御説明したとおり上限87%の場合だと、不用見込額が2,000万円余となっておりますので、新たな補正を行わず既定予算での対応といたします。以上です。

○田中委員長

横地社会教育課長。

○横地社会教育課長

続いて、資料の23ページをお願いいたします。県立図書館の改修等について御報告をいたします。冒頭の教育長挨拶にもありましたように、今議会の知事の提案理由説明で表明させていただいたように、県立図書館の改修等の検討に着手したいと考えております。

資料1の施設の概況です。現在の県立図書館の建物は、築57年を経過し国の登録有形文化財となっています昭和43年建築の本館と、築42年を経過した昭和58年建築の新館とに分かれております。玄関のある本館のほうでございますが、地上2階建てで、主に利用者向けのサービス部分を配置しており、新館のほうは地上2階、地下2階建てで、主に図書は郷土資料などを収蔵する書庫スペースとなっております。

次に、2の現状・課題でございます。これまでも耐震改修や外壁改修などの長寿命化対策を行ってきてはおりますが、経年により老朽化、狭隘化といった課題が顕在化してきております。一つには、空調、給排水、電気など設備の多くが改修の時期を迎えており、故障の頻度も増え、その都度、緊急修繕による対応をしてはおりますが、長期的に見ますと非経済的な状況となっております。

二つには、増加する図書や資料については、定期的に除籍処分を行ってきてはおりますが、貴重な図書や郷土資料など保存が必要な資料が年々増加してきており、今後数年で書庫の収容能力が限界に達するといった課題もございます。既に、書庫で保管すべき資料をサービス部門のスペースで保管せざるを得ないことから、通路を狭めたり、閲覧スペースを縮小したりなどの支障が生じておりまして、その結果、バリアフリーの面での課題も顕著になってきております。

こうしたことから、3の今後の取組等でございますが、これまでの県立図書館としての役割や機能を大きく変えることなく、先ほど申し上げました課題の解決や利便性を向上するため、国の登録有形文化財である現在の建物を生かした改修を行うべく検討に着手してまいりたいと考えております。具体的な工事期間、事業費、改修の内容などは、今後工事期間中の資料の保管場所や職員の執務場所など、対外的な調整が必要になる事柄もございますので、その進捗を踏まえながら具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。今後の検討状況につきましては、本委員会で適宜報告してまいりたいと考えております。

○田中委員長

池淵文化財課長。

○池淵文化財課長

24ページをお願いいたします。11月21日に開催されました国の文化審議会で、県内の建造物1件について、登録有形文化財とするよう答申がありましたので報告をいたし

ます。今後、官報告示を経て、正式に登録となる予定です。対象の建造物は、旧吉田村尋常高等小学校講堂です。概要につきましては、1の概要にありますとおり、雲南市吉田町内に所在する建造物で、吉田町生涯学習交流館として現在使用されています。木造平屋建て切妻造の大規模な建物で、左側の写真のとおり北側に半切妻造の玄関が付属しています。右側の写真に見ていただくとおり、内部にはトラスという構造物を用いた無柱の大空間となっております。

2の評価につきましては、この建物は戦前の旧小学校の歴史を伝えるモダンな建物である点などから、次の25ページに参考として記載しておりますが、2の登録基準の(2)造形の規範となっているものとして評価されました。

24ページに戻っていただきまして、3の登録件数です。雲南市内では初の登録であり、当該建造物が登録された場合、建造物に係る登録件数は県内全体で212件となります。説明は以上です。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

説明ありがとうございました。聞きたいところは、令和6年度の生徒指導上の諸課題に関する状況ということで、なかなか厳しい状況は今も教育現場であるなどというのは見てとれるんですけども、特に不登校児、不登校生徒の問題、これもやっぱり年々増えているということで、これも非常に問題があるなどというふうに思うわけではありますが、1点ちょっと聞きたいのは、新聞の報道だったと思うんですけど、不登校生徒という基準というものが、長期休暇、島根県においては長期休暇児童・生徒の8割か9割かな、を不登校としていると。この基準、考え方というのは実は全国的には明確になっていないというような報道があったにやに聞くんですけど、そうすると、なかなか全国との平均と比較してもなかなか信憑性がないなというふうに思うんですけど、そこら辺はどう解釈すればいいですか。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育課管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

今の不登校の定義に関してでございます。まず、この調査をする段階で、長期欠席という区分を調べていきます。長期欠席とは、年間30日以上欠席した生徒のことを表します。これは継続ではなくて、休み休み、飛び飛びでも構わない、年間とにかく30日の欠席と、週1回が30回あればそれはもう長期欠席ということになります。その中で、長期欠席自体を4つに区分していきます。その区分が、病気、不登校、経済的理由、その他、という区分に分類されていくということでございます。

文部科学省も定義を示しておりまして、病気という定義が本人の心身の故障等により、入院、通院、自宅療養のため長期欠席したものと定義をしております。不登校の定義ですけども、不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある場合と定義をされております。

ですので、両方に心身に関わる部分があるために、県によっては、島根県が不登校として計上している者も、病気として計上する場合があるということで、その長期欠席者の割合の中で不登校が一番多いのが島根県と、一番高いのも島根県と、低いところと差が約40%ぐらいあるというようになっております。

ただ、長期欠席の分類は調査の段階ではしておりますけれども、基本的にその子どもたちに、あなたは不登校だからねだとか、あなた病気だからね、このように計上するからねと言っているわけではございませんで、病気なら病気としてきちんとその件では丁寧に扱われているし、我々は不登校としてこの欠席期間等も含めてきちんと見ていっているところでございます。

委員おっしゃられたように、統計としては意味がないじゃないかというようなこと、もちろんそう感じている部分もありますが、基本的には他県と比べていることもございせんし、今、長期欠席自体は全国平均並みとなっておりますので、休んだ子どもたちにきちんと学習の機会を与えるだとか、居場所を提供していくということを充実させられるということをやりたいと頑張っているところです。以上です。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

ちょっと今聞く限りでは、やはり少し曖昧という言い方はあれかな。各県の判断によってその数字が変わってくるというふうに見ていいというふうには思うんですけども、そういう意味では、統計ですからやっぱりそこら辺の、ある意味の基準をやっぱり文部科学省にやっぱり求めていくのかな。やっぱり全国と比較するのであれば、そういったところをもう少し明確にしておかれたほうがいいのかというふうに思いますし、もしそこら辺が明確になったときに、長期休暇のうちに実はこれ不登校ではないよと、島根県においてもですね。ということになると、ここがまた減ってくる要因になるということであれば、やはり少し今の現実の見方がまた変わってくるのではないかなというふうに思うんですね。

もう一つ気になってのは、10ページの不登校の3段落目で、不登校は増えてるんだけど、要はその指導を受けてない子の割合が少ないと、これもいいことだ、いわゆるそれだけちゃんと対応しているからこういうことだというふうに思うんですけども、今の話と何か反比例するなという、逆にいうと気もする。というのはどういうことかという、いわゆるそういう本来そういう指導が必要でない子っていう、不登校と不登校でない子っていうのをどう分けるかなんだけど、そこら辺が何か話が、もっと実はしっかり対応しているということになるのかどうかという気もするし、ここちょっと判断が分かれるとこだなと思うんですけど、そこら辺どうですかね。言っていること分かりますか。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

まず、不登校の基準についてですけども、これは毎年調査後に文部科学省のほうには、ちょっと基準が曖昧で、学校現場としては捉えにくい部分があるということはお伝えしておりますが、文部科学省としても、統計調査ゆえに、なかなかこの定義を変えてしまうと、経年比較等がしにくくなることもあり、定義を変えることが今ちょっと難しい状況にある

と言われておりますが、引き続き要望していきたいと考えているところです。

今の、学校等とつながっていないという部分に関してですけれども、不登校の子の中には当然、今、学校のことを思い出させないほうが回復が早いというようなお子さんもいらっしゃいます。本当に休養が必要で、いろいろなことを忘れて休むほうがいい場合もありますし、あるいは、どんどんどんどん学校から課題等で、自宅でなら学習もできるというお子さんもいらっしゃいます。そうした中で、本当に休養が必要なときに学校がどんどんどんどん声をかけていくことで、より深刻な状況になっていくということもあり得ますので、そういった意味で、保護者さんや本人さんの意思を確認しながら、今どういう状況にあるのか、あるいはお医者さんやスクールカウンセラー等の見立ても確認しながら、学校で、今このように声がけをしたほうがいいのか、どうか、というのを判断しながら、一人ひとりの状況に応じてつながりを保つということをやっていますので、それが多ければ多いほど丁寧な対応をしていると我々としては捉えているところです。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

はい、分かりました。丁寧に対応しているということでしょうと思います。私心配しているのは、結局今、人材不足、人が少ない中で、いかにこういった不登校の生徒、児童たちに教育の場、学べる場を提供するのか、これが一番今重要なことで、捉え方はいろいろあるにしても、不登校児っていうのは増えているわけですので、やっぱここはしっかり対応していく。特に先生が少ない、また、スクールカウンセラーもなかなか十分対応できないという今、人的配置主義の中で、効率的っていう言い方はおかしいかもしれないけど、何とか一人でも声をかけられるような体制をつくるっていうことがやっぱり課題だと思っていますので、私は言うておきますけど、教育委員会にとってこの不登校は課題だと思っていますので、そこだけは御認識をいただきたいというふうに思います。以上です。

○田中委員長

よろしいですか。ほかに。

中島委員。

○中島委員

細かいことをちょっと聞きたいんですけど、申し訳ない、17ページの高等学校の不登校生徒についての把握した事案っていうのがありますよね。これの令和5年度が4番のところは39人ですが、それで11番のやる気が出ないとかいうのが90人ですよ、これは令和6年になると逆転して、学業不振が63人になって、やる気がないっていうのが44人ですよ。足すと同じような感じになるんだけど、これ相関関係があるっていうこと考えていいんですかね、やる気のないのと、学業がついていけないっていうのと。何かそんな感じなんだけども、個人的にはそう思ったんだけど、どうですかね。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

ここの項目ですけれども、複数回答が可になっております。ですので、一人の生徒に対して、不登校になったときにどういう相談がありましたかとか、どういうことを訴えて

いましたかということに関して答える項目になりますので、やる気がないことに相談があった場合にも、学業がそのときに不振なんですということがあれば両方にカウントします。あるいはその学業の不振というのがあってそれだけしかない場合には、その一つ、あるいはほかの区分というふうになりますので、相関があるかないかと言われれば、複数回答なので、そこは読みにくいところがあるというところがございます。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

私が個人的に思ったのは、要は最初の不登校になるきっかけは、多分やる気がないっていうのはついていけないことが先なのかなと思ったので、そうすると複数回答すると思うんですよ、格好悪いですが、片方だけだと、僕が勝手に思っただけだけど。いや、だから関連があるんじゃないかなと、ふと思ったんですけどね、その辺はまたちょっと調査をしてもらえばいいと思いますけどね。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育課管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

こういう不登校の子については、学校訪問の際にどういう状況かというのは、一人ひとり確認しておりますので、相関関係があるないまではちょっと数値として捉えていませんけれども、基本的にはやはり関係がある部分ですので、ただ、学業不振が先なのか、あるいは昼夜逆転して生活が乱れてくるのが先なのかというところは、個別に学校と話をしながら対応しているところがございます。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

義務教育の過程では相当丁寧にフォローアップできるけども、高等学校になるとやはりどっちかいうと主体性を重んじるという部分あるので、その辺がどういう具合に対応していくって、私もよく分からないけど、できるだけきめ細やかな対応を、丁寧な対応を取ってあげてというのが希望ですけども、ぜひそういうことしていただきたいというのが趣旨ですので、よろしくお願いします。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育課管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

高校でも以前のように、高校と義務教育段階で異なりまして、どうしても単位習得という部分がありますし、授業時数の制限とかもあります。ですので、以前は授業時数がもう3分の2に満たないということになりますとすぐに原級留置、いわゆる落第ですね、そういうことにつながったりということがありましたが、今はそこを多少超えても、個別に課題をやっていくとか、あるいはプリントをやる、あるいは授業を配信したり一人一台端末を活用して、そういったことで丁寧に対応しておりますので、さらに、そういう考えが進むようには働きかけてまいりたいと思います。

○田中委員長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、教育委員会全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

中島委員。

○中島委員

何度もすみません。この前、議会の質問のときに高校再編の話、出ましたよね。定数、だんだんこう入学者が減ると、合併するのか学級を減にするのか、これは当然そういう流れになってくるんだろうと思うんです。これはまあ理解できるんだけど、そういった話の一部の人に漏れてきて、あ、クラスが1つ減るんじゃないかという話が出てきたりするケースがあるんですよ、現実には。そうすると今から対応しようという話になって、我々も動かざるを得なくなるっていうんだけど、そういった明らかにもう来年は次の年ぐらいには減るだろうという予測ができるものは、しっかり我々に公表していただいて、また何年かたつと仮に戻るっていう可能性があれば、またそれも教えていただければ対応が非常にやりやすいんじゃないかと思う、我々としてはですよ。高校側はそれぞれのやり方あるんだけど、なぜその話が先に漏れてきて、そんな話で学校側から、今度減りますよっていう話がPTAとかから入ってくるという、これいかなもんかと思うんだけど、ちょっとその辺どういう具合に考えているのか教えてもらえますか。

○田中委員長

大庭県立学校改革推進室長。

○大庭県立学校改革推進室長

例えば次年度の学級減のあるなしということについて、今年度のうちに見込みを立てて何か学校のほうに言うとか、そういうことは行っておりません。ですので、今年度終わりますと、また生徒の数の状況、あるいは志願者の状況等を見ながら次年度の定員を決定するように流れておりますので、そういった臆測があるかもしれませんが、こちらからそれをお伝えすることはないです。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

どう言ったらいいですかね、その予測はできるわけだけでも、実際、じゃあ減らしますよということが決まれば、丁寧に対応していろんな人と協議しますって言われても、実際、協議がはじまったときは減らす前提で話のはじまりますからね、いつも。それを言っているんですよ。だから、そうじゃなくて、もう何年も前から予測できるんだったら、もう少し丁寧に地元を下ろしてもらったほうがいいんじゃないかと思うんですけどね。

○田中委員長

大庭県立学校改革推進室長。

○大庭県立学校改革推進室長

現行の高校の在り方についてのルールにつきましては、以前と違ひまして、どのぐらい

の数になると学級減をするとか、そういった基準を設けておりませんで、年度年度の状況を見ながら決定することになっておりますので、将来的に、この時期にあるだろうという見込みも現在は持っておりませんで、年度、年度でやらせていただいております。

○田中委員長

中島委員。

○中島委員

いやもう生徒は減って、高校生に進学する中学生卒業生が減るのは分かりきっているわけですから、それも全体的に減っていくのが分かっているはずで、そうすると、どこかで再編せざるを得ないわけでしょう。だからやっぱりそれ計画としてつくっておかないと、すぐに対応しろって言われてもなかなか対応できないと思うんですよ、子どもたちにしてもね。だから、その辺ちょっとしっかりもう少し長期的なビジョンでやってもらったほうが良いような気がするんですけどね。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

各地域ではいろいろ御心配になるかと思っておりますけども、基本的に学級減であれば、競争率がそんなに変わらないようにしておりますので、子どもたちの対応が、学級減があったから急に入学が難しくなると、競争率が今1倍、あるいは1倍切るところが2倍3倍になるといような対応はしておりませんので、実際に学級減については、要は、答弁でもいたしましたように、学級が小さくなることによる弊害等々は出てまいりますけども、子どもの入学そのものに関しては、そう大きな影響はないと考えております。また、それが高じて、次、それでは統合ということになりますと、これはいろいろ御相談しながらということもありますし、地域のお話もよく聞かないといけませんし、今回の江津に関しましても、検討は我々いたしますけども、設置者の責任を果たす意味でもしっかりいろんなシミュレーションしながらやります。これは決定ということではなくて、たたき台と、こういった現状があるのでということで議会、あるいは地元等に御相談させていただくという手順を踏んでおりますので、そういう意味では、今申し上げますと、江津以外に統合を考えている事実はありません。ということはこの二、三年では少なくとも江津より前に統合があるということはありません。

確かに、これから減っていく、特に今の小学校1年生、2年生の世代ですね、コロナの影響を受けはじめている頃、あるいは、人口減少、東京一極集中が加速化してきたような世代ですね、いろんな影響を受けた世代が、こういったところ非常に減ってまいります。はっきり申し上げますと、減り方っていうのは松江市が一番多く、大きいです。松江市が人口が多いから学校再編はないんだというようなことでもありません。1校分ぐらい減っていく、1学年ですね、そういう実態があります。逆に中山間地域、離島のほうは、それに比べると減り方は実は少ない、もう減ってしまってますね、減り止まりがあります。ただ、町村部はそういう感じですけども、市部においては、やはり一番小さい市であった江津市、これがもう現在、出生数が100人を切っている状況、80人程度でしょうか。これが専門高校にも行くし、私立にも行く、とこういった状況です。今の小学生、もうちょっと上のほうもかなり減っていますので、一番小さい江津市が一番先に統合の必要性が出てきた

ということでやっています。では次に小さいところが対象かという、必ずしもそうではなく、先ほど申し上げましたようにもっと大きなところのほうが、一番大きな松江市のほうが、その先は子どもの減り方が多いという現実がございます。これをどうしていくのかと、ただ、学校がたくさんありますし、松江市の難しいのは国立があって、これが定員を減らしてくれないんですね。もちろん人気があって定員がフルに埋まり、入試も早い、子どもの先取りが行われる。私立と県立は、話し合っただけで定員をこれぐらいなら、大体、7：3ぐらいで、向こう5年間ぐらいこうしましょうというようなもくろみはありますけれども、そういう意味で非常に難しい条件。市立もありますし、私立も4校ですかね、国立もありますし、大変難しいことが予想されますけれども、これもですから今日、明日の話ではないということでございます。今、統合を検討している事実は江津以外にはございませんということだけ、この答弁で言わせていただきたいと思います。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

今、御答弁、中島委員の質問ですけれど、統合はないんですけど、クラス数が減るということは十分可能性がある。要は、言われたようにクラスが減ると、質問でもあったように、今、リモートで補っていただけてますけれど、専門の先生がクラスが減るとつけられなくなるってということによって、地元本来その高校に進学しようとしている生徒は、やっぱりリアルな授業が受けたいっていう方は別の学校を選択してしまうっていうおそれがあるんじゃないかっていうことだと思うんですけど、その可能性をもう一回ちょっと教えてください。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

おっしゃるとおり可能性はありますけれども、そうならないように、今、配信センターをつくって、授業を遠隔でやることで実際に学校に教員、例えば物理とか情報とか専門の教員を配置しなくても授業が受けられるようにしています。遠隔でやる時、事前に学校に行って、4月とか5月とか、教室で授業をして人間関係をつくってから遠隔にして授業するという形にもしています。今よりもっと人数が減れば、答弁でも申し上げたように複数の学校で同時に授業を受けて、一人一台端末でいろいろなグループ学習ができますので、そういったところで意見交換するということも、これからの検討課題だと思っていますし、特に中山間地域の高校では、今やっているのは40人学級、クラス一つ減らすのではなくて30人1クラスにして、この間、大東高校でもやりましたけれども、40人3クラスを30人3クラスにして、教員はそれでも減るんですけども、一定程度来る可能性があるのであれば、受皿をしっかりつくって、少しでも教育環境をよくする。こういう工夫もしておりますので、30人学級、ほかにもありますけれども、基本的には経営のことを考えれば40人単位でやりたいところがありますけれども、子どものこと、地域のことを考えると、例えば30人でも35人でもクラスが維持できるのであればそういった形を続けて、いきたいと考えております。いつも言っていますけれども通えるところに普通科高校がなければ定住が進まない、その地域を見限られる。こういう、教育行政のもっと上の県行

政、島根創生というところから来るものがありますので、そこは知事とも考えは一致しており、知事もそういった答弁をしたこともございますので、コストがかかりますけども、そういったところもきちっと予算をつけて、子どもたちの環境を守り、地域を守りというところをやっているところでございますので、基本的な方針は変わらず、当面そういう形でやっていきたいと思っております。

○田中委員長

福井委員。

○福井委員

丁寧な説明でございました。先ほど言われた、当初は、最初から対面じゃない状態っていう、だと思っておりますけど、最初はそうやって直接顔合わせしたりしているっていうことはずっと知りませんでしたので、そういうこともこの委員会では説明をまずしておいていただければありがたいなと思っておりますので、要望としてお願いしておきます。ありがとうございました。

○田中委員長

ほかはございませんか。

生越委員。

○生越委員

ちょっと、とんちんかなこと言うかもしれませんが、高校の魅力化のことで以前にも野球部の話したことがありましたですけども、つい最近、テレビ見ておりましたら、先ほど江津の話題が出ましたので、石見智翠館高校に白鵬さんが来られて、どうも商工会議所が動いたみたいな話を聞いていますけども、モンゴルの子どもを引っ張ってきて、要は魅力ある学校にして全国から集めちゃろうかと、私立の戦略でもあるかもしれませんが、江津にしてみると学校が1つ小さくなってしまえばそういったキャパシティが減るので、そういった増やしたいという気持ちかもしれません。そこは背景を理解してしゃべってはおりませんが、そうではないかと言われる人からの情報を得て、それでテレビ見ていて、いや、相撲をする子は鳥取城北高校に連れていきますよと。だから石見智翠館高校には別に相撲ではなくて違うものだという考えを持っているみたいですけども、今、あの高校はラグビーだとかいろいろ、野球だとかいろいろありますけども、モンゴルの子、体力があるということで、横綱が出るぐらいですから、また、教育の機会に、また恵まれてないみたいですね、向こうはね。だから日本に連れてきて学ばせるんだということを商工会議所の方々はどうも考えていらっしゃるようなんですけど、そこらあたりの、当然私立も無償化になりますと、どこでも簡単に行けるようになってまいりますから、それこそ県立よりよっぽど有利なといいますか、これまでのお金が無償になるわけですから、思い切ったプレーをすると思うんですが、そこらあたりどのような情報をつかんでおいでになるのかとか、背景についてちょっともし分かることがあれば教えていただけたらなと思っております。ちょうど今、教育長に火がついたところでちょうどいいかなと。

○田中委員長

野津教育長。

○野津教育長

今回の白鵬さんの動きを全く存じ上げませんので分かりませんが、モンゴルという

ことであれば、個人的にはレスリングで何か指定校でもつくっていただければと思います。今の高校の無償化の件でありますけども、これまで基本的に県立高校は交付税措置がされており、私立の高校にも県経由で交付金があります。その上に授業料が公立と私立にそれぞれあって、トータルでどれぐらいかというところ、標準的にいうと私立のほうが授業料が高いわけです。この高い部分で何をしているかというところ、学校の魅力化をつくるために一つは施設を整備されます。もう一つは例えば特進コースをつくるか、あるいは習熟度別をやる、あるいは部活動を強化することなど、こういったところに人を雇って、要は標準以上に人を雇ってこのような取組を行い、魅力化をはかることで、人を集めておられる。

今、国の考えている、公立高校の支援はと言いますと、知事がちょっと申しましたけど、改革前提で対象校も絞られ、経済対策の補正予算がついているのは3校だけです。これはパイロット事業、その後にもう少しこの周辺の学校を交付金で支援する、だからその他は相変わらず支援が行われない。私も先般、全国の協議会で上京した際、あるいは重点要望で知事と一緒に政務官とか事務方の上のほうと話したときに、本県でいうと例えば主幹教諭の加配をしたり、専門高校に理数教員を加配することなど、地域と一緒に地域人材を育て、県内大学に進学して、また地域に戻ってくるという流れをつくって、これが一つの本県の魅力化のポイントであると伝えています。専門高校も県内に進学する子、技術、技能を高めるために、知識を高めるために県内に進学するのを応援すること、これが本県の魅力化の柱の一つとして、こういったところにぜひ支援をもらいたいという話を今ずっとしています。

ただ、今はまだその話を聞いてもらって、頭の中に残っているぐらいで、その3校の経済対策の話で向こうも手いっぱいなんですけども、これからまた年が明けると、文部科学省と全国との会議があり、もちろん手を挙げて発言をいたしますし、来春の重点要望においても、しっかりと地方の声として伝えたいと思います。これはとても大事だと思っており、また議会の御賛同を得てやりたいと思います。

そういう具合にやはり何をやっていくのかということ、地方に任せてほしい。どこを対象にしてどういうことをやっていくかっていうのは任せてほしいというのが知事の答弁の趣旨でありまして、もちろん私も同じことを思っており、予算の面でそのように動いております。

実際に無償化の影響が、本県、どのように出るかっていうのは本当に分からないところがありまして、定員自体、例えば県内の公立高校、私立高校では定員を大体、7：3と決めていますので、それ以上、私立高校は取れないはずなんです。私立高校は落ちて、県立高校が滑り止めになると、県内進学であれば、そういうことになります。ただ、今、全国の都道府県教育委員会が共通して恐れているのは、広域通信制に流れるのではないかということ。我々もこの間も集まるとその話になります。都会ではかなり進んでおり、スクーリングも、もう県境またいでバスを出して集めるというようなことをやっているのだから、県立の通信制があるにもかかわらず、そこへ持っていかれる。これはどういった趣向なのか、正確には分かりませんが、全日制に向かってもいいけど、そこにも行くと。楽なのか、もっと勉強ができるのか、動機は分かりませんが、そういう傾向が他県ではもう見られているという状況で、本県でもあるかもしれませんが、通信ということでは、宍道高校、浜田高校、しっかり様々なケアができる体制を整えております。例えば難関大学を目指す

ために、兵庫県の灘高校など、そういったところへ行きたいという子が出てくるかもしれません。都会の親戚の家に泊まって行けばそう負担もないというのが出るかもしれません。そこは、なかなか難しいかもしれませんが、我々としては、地域密着型というのを島根の高校としては一つ打ち出しながら、地域と共にみんなで一緒に、大人がみんなで一緒に子どもを育てて、その子どもたちが地域を大事だと思って、出ても帰ってくるということ。こういったところを目指すのが公立高校、県立高校としての役割ではないかと思っております。それが中学生に、あるいは将来の中学生である小学生にきちっと伝えること、それがとても大事だと思いますので、それはもっともっと伝えるように、我々、県立学校のいろいろな実績を分かりやすく伝えていくということ、学校任せにしないこと、入学案内任せにせずに、伝えていくということがとても大事なんだろうなと思って、それは課題だと受け止めております。

○田中委員長

よろしいですか。

生越委員。

○生越委員

よく分かりました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

多々納委員。

○多々納委員。

1点だけ。いじめの状況等の報告の中で、公立小学校、中学校、高等学校の認知件数、非常に4年間で増えているという報告ありましたが、この少しちょっと背景の中で、少し私もいじめと認定するまでのところで、以前と比べると、学校側のその感覚と伺いますか、いじめと認定する背景が、以前と比べて、大体、いじめの発生の報告があると、ほぼほぼ、それを拾っていじめに合計して上げていらっしゃるということをちょっとお聞きしてるんですが、以前は拾わなかった案件でも、今はいじめとして、全部のいじめに変えて、そういうふうな背景あるんじゃないかと思うんです。ちょっとその状況を伺っていいですか。

○田中委員長

高倉学校教育課管理監。

○高倉学校教育課管理監（子ども安全支援室長事務取扱）

そういう状況です。今の、現在のいじめ防止対策推進法の定義ですけれども、これ、何らかの関係がある児童生徒からの行為によって、心身の苦痛を感じれば、それはいじめという定義になっています。ですので、誰かが何かをして自分が嫌だと思ってそれが訴えがあれば、学校はいじめとして認知して対応しなければいけないというのが法の立てつけになっておりますので、そういう背景がございます。

○田中委員長

多々納委員。

○多々納委員

そうでしたら、すみません、具体的な数字が以前に比べるといじめの発生件数が何か急

に増えたようなイメージを持ってしまうので、そういう環境の変化もあったということで、分かりました。

○田中委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で教育委員会所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでございました。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○田中委員長

これより警察本部所管事項について調査を行います。

はじめに、警察本部長の挨拶を受けます。

中村警察本部長。

○中村警察本部長

田中委員長、岡崎副委員長をはじめ、委員の皆様方には、警察業務の各般にわたり御理解、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

年末を迎え、県警察では現在、地域のボランティアの皆様をはじめ、各種団体、関係機関の皆様と連携し年末特別警戒、そして年末の交通事故防止運動を行っているところでございます。県民の皆様が安心して新しい年を迎えられますよう、引き続き街頭活動を強化するとともに、管内の実情に応じた効果的な諸対策を推進してまいりたいと考えておるところでございます。

本日は、交通部長より、交通事故防止対策の推進状況について御報告をさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員長

それでは、報告事項について、執行部から説明をお願いいたします。

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

それでは、交通事故防止対策の推進状況につきまして、お手元の資料に沿って説明をいたします。

はじめに、交通情勢につきましては、資料の1、交通情勢、これを御覧ください。グラフは交通事故による死者・重傷者数について、平成29年から令和6年まで過去8年間の状況と、それから昨年と今年の11月末現在の状況を示したものであります。重傷者数が200人を切った令和2年以降、死者・重傷者の合計数は190人前後の横ばいで推移しておりまして、今年の11月末におきましても、前年と同じ水準で推移をしております。

このグラフの下に表がございますが、この表につきましては、死者・重傷者に占める高齢者の割合でございます。上のグラフと同じ期間で状況を記載しております。これまで高齢者の占める割合は5割弱で推移しておりまして、今年の11月末現在におきましては38.6%ということで、前年の同期と比較しまして低い割合となっております。ですが、死者・重傷者に占める高齢者の割合は依然として高く、高齢者の交通事故防止対策

は継続した課題となっております。

また、上のグラフに記載しておりますとおり、重傷の延長線上に死亡という結果があると考えた場合、令和2年から死者・重傷者の合計数が横ばいで大きな減少も見られない状況でありますほか、今年の11月末現在の死者数は残念ながら15人ということで、昨年の年間死者数を既に大きく上回っている状況にあり、大変厳しい交通情勢が続いております。

このような交通情勢を踏まえまして、5月の委員会でも御説明をいたしましたとおり、本年、県警察におきましては、特に死者、重傷者の割合が高くなる、速度、飲酒運転、高齢者、これらが関係する交通事故を防止するために、SSK対策と銘打って、指導取締りなどを集中的かつ強力に推進しているところです。これらの対策を含めまして、交通の各分野で推進しております交通事故防止対策について主なものを御説明いたします。

資料の2、主な交通事故防止対策を御覧ください。まず、(1)交通安全教育及び広報啓発活動の推進につきましては、死亡・重症化リスクが高い歩行者を交通事故から守るため1つがドライバーに対してスピードダウンと前方注視の徹底、夕暮れどきの早めのライト点灯とハイビームの活用。その2つが歩行者に対して、横断歩道の利用と手を挙げるなどの横断の意思表示、道路横断時における安全確認の徹底のほか、夜間における自発光式の反射材やライト、こういったものの使用を促す取組を進めております。

具体的には、高齢者宅への巡回連絡の機会を通じまして戸別訪問指導を行うことにより、交通事故に遭わない、起こさないための指導を行っておりますほか、交通安全教室では、参加者自身が自身の身体機能の変化を自覚することで、行動が行動変容につながるように各種交通安全教育機器を活用した参加体験型の教室を行っております。また、広報啓発活動では、テレビ局のアナウンサーを交通安全ナビゲーターとして委嘱しまして、番組内で交通安全に関するワンポイントアドバイスを提供していただくなど、メディアと連携した広報活動や各種広報媒体を活用した広報啓発活動の推進に配慮をしております。

そのほか、来年4月1日からは、自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度、これが導入されることから、県民の皆様に対しましては、制度や自転車の交通ルールにより一層の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、(2)街頭活動及び捜査の強化。これにつきましては、各警察署単位で交通事故実態の分析や住民からの要望に基づきまして、交通指導取締りを実施することとしております。中でも歩行者事故の被害を軽減するための速度違反取締り、あるいは横断歩行者妨害をはじめとする交差点の関連違反、から脇見運転、これにつながる携帯電話使用等違反、これに重点を置いた取締りを実施しているほか、飲酒運転をはじめとする悪質・危険性の高い交通違反に対する取締りを強化しております。また、先ほど申し上げました自転車に対する青切符制度の導入に向け、警察署で指定しております自転車指導啓発重点地区、あるいは重点路線、こういったものを中心に指導啓発や指導取締りも推進をしております。

次に、(3)安全で円滑な交通環境の整備につきましては、新設道路の供用、学校の統廃合、こういったものに伴いまして道路環境や交通環境が変化した地域につきましては、その変化を踏まえた交通規制の見直しや交通安全施設の整備等、持続可能な交通規制に向けた取組を推進し、捻出したリソースをゾーン30といった生活道路対策に充てるなど、交通実態の変化に適応した的確な交通規制を推進しております。

また、交通安全施設の整備、維持管理におきましては、老朽化した道路標識、あるいは標示、これの補修を順次行っておりますほか、補正予算による島根半島部での震災発生時に備えた老朽化信号柱の更新、それから、ドラマ放映効果により観光客の増加が見込まれるエリアの道路標示補修工事、これは道路管理者と同時施工ですけれども、こういったものの実施、交通安全施設の適正な維持管理に努めております。

最後ですが、（４）運転免許行政の円滑な運用につきましては、運転免許センターでは高齢者講習、認知機能検査、運転技能検査を適正に実施し、交通事故防止に資する安全指導を個別具体的に行っておりますほか、病気や体の障がいを理由に自動車の運転に不安をお持ちの方や、その御家族などからの相談を受け付け、医療機関等と連携を図りながら安全運転への指導を適切に行っております。

また、迅速な行政処分による、悪質・危険運転者の早期排除におきましては、今年の３月、鳥取県内で横断歩道を横断中の小学生をはねた重大事故の被疑者が、釈放当日に安来市内においてひき逃げ事故を起こしたため、運転免許の取消し処分の決定を待たずにして運転の機会を与えないために、仮停止という処分を行っております。このように、各警察署と連携を図りながら、迅速な行政処分による悪質・危険運転者の早期排除に努めております。

今年も１か月を切りましたが、先ほど本部長のほうからも話がありましたように、１２月８日から１７日までの間、県民運動として年末の交通事故防止運動が展開されております。警察におきましても１２月１日から実施されております歳末特別警戒と連動させて街頭活動を強化し、関係機関・団体と連携した交通事故防止活動に取り組んでいるところであります。以上、報告事項の説明を終わります。

○田中委員長

説明が終わりました。

質疑等はございませんか。

須山委員。

○須山委員

自転車の青切符の関係。いよいよ切符を切られて罰金が出てくるんだろうと思うんだけど、自転車の青切符いろいろ、ながらスマホだとか、走っちゃいけないところを走るだとか、一番、今守られてないのはヘルメットで、学生はやっぱり学校がしっかり指導しているんでしょう、中学校の子もしっかりしているようなんですけど、いけないのは大人、全くしてないですよ、全くかぶってない。９割以上かぶってないんじゃない。これが４月からですか、青切符は。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

青切符の適用は４月ですけれども、先ほど、委員がおっしゃったヘルメットにつきましては変わりません、着用の努力義務は変わりません。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

それで、やっぱり着用が必要であれば、しっかりそこはやらないと、学生に対して示し
がつかないと思うんですよ。大人は知らん顔して乗っていて、学生にヘルメットの着用を
強要していると。いろいろ問題はあるんですよね。自転車のヘルメット、それじゃ、かぶ
らないときどうするんだと。で、結構高いヘルメットなんか買って自転車のほうに置いと
ったら取られちゃったみたいなこともあって、なかなかそういったこともあるんだろうな
とは思いますが、やっぱりもう少し指導を強化して、まあ切符切る、切らないは抜きし
ても、ちょっとヘルメットをしっかりかぶることを指導していかないと、これいつまでた
ってもかぶりませんよ、どうですか。

○田中委員長

伊藤交通部長。

○伊藤交通部長

ヘルメットにつきましては、委員おっしゃるとおり、なかなか罰則があるというわけ
はありませんで、なかなかかぶってもらえないという実態がございます。よって警察とい
たしましては、ヘルメットの着用をしていかなきゃいけない、大切な頭を守るんだという
そういうところをしっかりと説明をして、かぶっていただくような努力を今もしております。
今年の9月からはじめましたのが、ヘルメットをかぶってもらうリーダーを育成して、警
察から各警察署単位に、300人ぐらいを今予定して、順次、警察署ごとに指定をして、
これは年齢問わずにある程度的人数がおりましたら、その方に委嘱をして着用の推進リー
ダー的なもの、そういうのもやっていただいて、今、啓発に力を入れているところでござ
います。

○田中委員長

須山委員。

○須山委員

地道な取り組みだと思います。自動車が長らくシートベルトしなかった。多分、あれが
結局罰則で罰金を取られるようになってから嫌々だけどつけるようになった。今もう、つ
けてない人なんてほとんどいないですよ、あれね。やっぱりそこまでしないと、ちょっと
なかなかリーダー1人でやって、それじゃあ啓発ってというようなことではなくって、やっ
ぱりそこら辺はもっと、本当に必要だと思ってやられるんなら、そこまでやらないとヘル
メットっていうのは難しいと思うんで、これは島根県警だけでやれる話じゃないとは思
います。ですから全国通じてもう少し実行ある取組をしてもらうようにしっかり要望してい
ただければというふうに思いますのでよろしくお願いします。

○田中委員長

よろしいですか。

生越委員。

○生越委員

須山委員と関係した話ですが、私も自転車乗ってないので、あれですけども、昨年、中
国へ行ったときに、自転車もうなくなっているんですね。レンタルがずっと何百メーター
に20台、30台にしてあって、それをスマートフォンみたいなもので、カチャットする
と登録されて、それで好きなところで返せるという仕組みに中国はほとんど変わってまし
て、個人の自転車というのがもうなくなっているんですね。私も今まで、40年前行った

ときは自転車しか見ませんでしたけど、今、そういうもので。それが今度、松江にもあるって今聞かして、そこにはヘルメット置いてないんでしょ、自転車だけあって。違いますか。

○伊藤交通部長

そのレンタルについては、松江でございます。ちょっと具体的にどこのメーカーがどうやっているかっていうのは置かして、3か所はございまして、1か所はヘルメットも一緒に同時貸出しをやっているんですが、あと2か所については、場所的なもので盗難等のこともあるんでちょっとまだ置けないんですが、できるだけそういうのも配慮していただくようお願いはしております。

○田中委員長

ほかにございませんか、よろしいでしょうか。いいですか、よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、警察本部全般に関して委員の皆様から何かありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

ありませんね。それでは、ないようですので、以上で警察本部所管事項の調査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○田中委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談申し上げます。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事項等があれば御意見をお願いいたします。（「委員長一任」と言う者あり）

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定をいたします。

次に、委員派遣についてであります。所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしていく必要がありますので、お申し出ください。

（「ありません」と言う者あり）

よろしいですかね。

それでは、次に、閉会中の継続審査及び調査事件についてであります、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○田中委員長

それでは、そのように決定をいたします。

次に、その他でございます。8月7日及び8日に実施いたしました県内調査の概要をタブレットに登録しておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

本日の予定は以上でございます。

ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○田中委員長

よろしいですかね。それでは、これをもちまして総務委員会を閉会いたします。